

天王寺寺町	龍德寺	西澤	見龍寺
天王寺村	玄徳寺	同村	少林寺
同村	天端寺	八丁目中寺町	梅松院
天満西寺町	寒山寺	八丁目中寺町	瑞光寺
	久松寺	天満川崎建仁寺末寺	九品寺

禪宗曹洞派

天王寺寺町	鳳林寺	武州市川永福寺末寺
同町	法岩寺	下總山田村大中寺末寺
同町	吉祥寺	鳳林寺末寺
同町	洞岩寺	鳳林寺末寺
天王寺寺町	梅菖寺	加州金澤大聖寺末寺
同町	珊瑚寺	遠州士小之齊末寺
同町	太平寺	加州金澤大聖寺末寺
同町	淨春寺	尾州白坂雲興寺末寺

日蓮宗

天王寺寺町	春湯軒	生玉寺町輪延寺末
同町	昌林寺	天満東寺町栗東寺末
生玉中寺町	大論寺	天王寺寺町珊瑚寺末
同町	顯孝庵	能州總持寺末
同町	禪林寺	中嶋崇禪寺末
同町	輪延寺	三州光岳寺末
天満	栗東寺	薩摩福昌寺末
同西寺町	正泉寺	尼崎金昌寺末
同町	龍海寺	越前府中金別院末
同町	天徳寺	能州總持寺末
同町	圓通寺	右天徳寺末寺
下知段村	月江院	宇治興聖寺末
天満東寺町	妙福寺	房州龜正寺末

天滿東寺町	正善院	房州正寺末寺
谷町八丁目	正覺寺	房州法花寺末
同町	長久寺	京本園寺末
同町	妙經寺	京本福寺末
同町	妙儀寺	京妙顯寺末
同町	本長寺	京本園寺末
天滿寺町	本傳寺	京本園寺末
谷町八丁目	本照寺	京本園寺末
同町	法妙寺	京妙覺寺末
同町	妙光寺	京本園寺末
同町	本政寺	京本園寺末
同町	海寶寺	身延久遠寺末
生玉中寺町	妙德寺	京妙顯寺末
同町	藥王寺	妙覺寺末

同町	妙壽寺	京立本寺末
天滿東寺町	成正寺	身延久遠寺末
生玉中寺町	寶泉寺	京妙覺寺末
同町	雲雷寺	身延久遠寺末
同町	圓妙寺	京頂妙寺末
同町	正法寺	京本法寺末
同町	蓮光寺	京本園寺末
同町	當國寺	堺妙國寺末
同町	法性寺	京妙覺寺末
同町	本覺寺	京妙蓮寺末
同町	久城寺	
生玉中寺町	福泉寺	京本像寺末
同町	蓮成寺	京妙滿寺末
天王寺東南町	蓮興寺	京要法寺末

西本願寺門下

天王寺東南丁	正福寺		
谷町八丁目	久本寺	京本能寺尼ヶ崎本興寺末	
同町	妙法寺		
生玉中寺町	本行寺		
同町	妙堯寺		
	堂閣寺	京頂妙寺上行寺兩末寺	
	廣教寺	本町五丁	淨照坊
南本町一丁目	淨光寺	内カキ町	超願寺
	圓光寺	備後町四丁目	蓮光寺
	善光寺	北木引町	正覺寺
尼崎町	善行寺	新夫町	常源寺
南かもん町	光臺寺		淨久寺

淡路町三丁目	專稱寺	傳町三丁目	長光寺
新報町	大仙寺	通谷町	覺圓寺
坂本町	了安寺	新アツロ町	願宗寺
古金町	正福寺	博勞町	西光寺
	淨國寺	御敷別町	光宗寺
道修町三丁目	眞光寺	八村南町	須教寺
ツ柑町	善福寺	出口町	蓮生寺
上難波町	長福寺	クメイ町	龍泉寺
ヨシヤ町	淨徳寺	古手町	常光寺
ハミラ町一丁目	長圓寺	油カケ町	光圓寺
	明善寺	下博勞東伊勢町	圓徳寺
南木綿町	萬福寺	薩摩堀納屋町	專念寺
玉手町	正樂寺	カラキ町	正念寺
石町	光乘寺	北新町一丁目	極樂寺

谷町二丁目	運臺寺	南谷町六丁目	心行寺
京橋片原西町	光妙寺	常盤町一丁目	光清寺
本町二丁目	安養寺		圓龍寺
マリア町一丁目	明專寺	南瓦町	明圓寺
本町五丁目	光西寺	小勘四ノ町	圓融寺
下牛町	淨行寺	上英マ町	蓮教寺
備後町五丁目	大琳寺	常安町	順正寺
北新町	正覺寺	江戸堀五丁目	西教寺
本町五丁目	稱名寺	天滿七丁目	定專坊
天々ナ町	萬福寺	天滿五丁目	妙安寺
妙安寺南裏町	西善寺	天神橋スグ	圓妙寺
カナキ谷二丁目	寶泉寺	尼崎町	淨明寺
テビマ町	正順寺	ホヤス町	西寶寺
御堂前町	金光寺	同町	圓證寺

西本願寺派興正寺下

津村南町	光圓寺	津村御堂寺内	西照寺
津村御堂寺内	善宗寺	高津村	圓成寺
今宮村	光更寺	北傳法村	西光寺
ミヅマ村	大忍寺	長柄村	光明寺
福傳村	西善寺	川口村	正福寺
本庄村	教忍寺	北之村	金臺寺
光久寺村	光德寺	大蓮寺村	興法寺
會輪村	必來寺	同村	明福寺
玉傳村	善德寺	御幣村	光明寺
仙村	妙圓寺	三津屋村	蓮正寺
三津屋村	光專寺	山本村	西宗寺
相成本村	稱名寺	津村御堂寺内	願泉寺

天滿七丁目	淨蓮寺	天滿七丁目	圓宗寺
蒲江村	安樂寺	同村	光明寺
天滿七丁目	西福寺	小今年村	西福寺
小今年村	當光寺	同村	善照寺
他村	正行寺	志知村	淨光寺

東本願寺下

南久太郎町	光德寺	エシノ町	了安寺
江戸堀町	圓照寺	一セノ町三丁	定專坊
江二ノ西一丁目	空樂寺	南本町四丁目	正行寺
瓦町	淨雲寺	道イケ三丁	佛願寺
續堀町	淨圓寺	玉屋町	南栖寺
本塚町	空勝寺	南久太郎町二丁目	祐光寺
	長久寺	同町	專行寺

一ノキヤ町	長安寺	玉作	蓮久寺
玉作	德照寺	五ウケホカニ丁目	正覺寺
天滿町一丁目	春徳寺	ナツビ町	妙觀寺
北久太郎町二丁目	淨源寺	木津町	唯專寺
道修町五丁目	永勝寺	中川村	光泉寺
北久太郎町五丁目	金剛寺	片原東町	德勝寺
紀國町	光源寺	内淡路町	本覺寺
北久寶寺町二丁目	玉泉寺	アチヤ町	圓順寺
順慶町二丁目	光國寺	同町	光明寺
北久寶寺町四丁目	善瑞寺	橋町	光禪寺
安養寺町四丁目	明圓寺	大院村	圓德寺
備後町二丁目	徳成寺	金田村	光照寺
金田町	稱念寺	安土町三丁目	淨安寺
安土町一丁目	明福寺	南ウチヤ町	定久寺

白佐町 誓得寺 上難波町 圓信寺
 上難波町 妙善寺 北谷町 圓周寺
 炭屋町 應因寺

難波御堂

寺内 即應寺 五丁目 稱讚寺
 南久太郎町六丁目 來極寺 同五丁目 妙琳寺
 同町 通觀寺 上難波町 仁託寺

東本願寺下天滿

中ノ村 淨行寺 北野村 善光寺
 一心町 慶徳寺 片原西町 更教寺
 天滿六丁目 遍行寺 同三町 西慶寺
 中ノ町 本教寺 同五丁目 南江寺
 同二丁目 蓮澤寺 同町 祐泉寺

東本願寺下本衆

天滿五丁目 淨教寺 同十二丁目 光專寺
 天滿十二丁目南裏町 淨信寺 谷町二丁目 本眞寺
 小島町 光滿寺 九條 勝光寺
 エンダ村 常圓寺

高田專修寺末寺

谷町二丁目 欣淨寺

佛光寺下

平野町三丁目 光專寺 同町 光照寺
 名草村 圓光寺 同村 道圓
 佛生寺村 常光寺 下難波 流泉寺
 天王寺 光圓寺 同 覺道
 天滿池上町 源光寺 西村 光用寺

棕 撫	最勝寺	天王寺	光圓寺
下難波村	常念寺	同村	宗意
今大村	光明寺	同村	善正

眞言古義生玉社僧高野山末寺

下難波

曼荼羅院

同

觀音院

同

持寶院

同

醫王院

同

遍照院

同

地藏院

同

櫻本坊

同

新藏院

生玉寺町仁和寺末

持明院

三津寺上同

大福院

生玉寺町高野末

正知院

天王寺町仁和寺末

寶珠院

大念佛宗

本山大念佛宗 (平野村)

下難波

法照寺

西方寺

黄檗山万福寺下

舍利寺村

舍利寺

下難波

隨流寺

堺寺院

甘露山大經寺 四十石

後村上帝建立 開山智圓上人入唐僧ナリ旭運社ヲ興起ス

三國山向泉寺 九十石

聖武帝勅願 開基行基菩薩

法護山悲田院 五十石

後奈良院大文中建立 開基忍計上人

清淨山極樂寺 二十石

金光寺 十九石

承和年中建

龍興山南宗寺 百十石

後奈良院弘治二年三好修理大夫長慶草創 開山普遍

禪通寺 六十石

石堂右馬頭賴房其外梶原氏等大檀那トシテ建立 開山大應國師大德寺春林和尚中興ノ末派ト爲ス

布金山大安寺 二十石五斗

永元甲戌草創 開山秀德和尚

宿松山海會寺 三十石

正慶元年草創 開山廣智國師 徹翁派

勅定山引接寺 十石三斗

光明院御宇貞和三年建 開山智演上人ナリ 洛ノ四條道場末寺也

經玉寺 二十六石

應永年中建立 開山日延上人 洛ノ妙覺寺末寺也

顯本寺 二十七石

土御門院文明十三年建立 開山日淨上人 洛ノ本能寺尼ヶ崎本興寺兩寺ノ末

光明院 十八石

永正年中建立 開山心地念空上人 洛西三祐寺ノ末寺也

楠笥寺 一石一斗

明應元年建 開山本住院日德上人 洛立本寺末

妙國寺 百二十石

永祿五年建立 開山日珖僧正檀那油屋常言寺院ハ三好實休ノ意匠也此寺又大株ノ蘇鐵

リ高二間一寸根廻リ三間二寸枝木共十三本天正十年五月將軍御入アリ

北御坊信證院 三百石

文明年中樞也道顯建立 西本願寺末 慶長年中西然寺二代善順教如上人ヲ信シ奉リ

眞言宗ノ寺ヲ興起上人ニ奉ル也

鹽穴寺 由來不分明

專修寺

永祿元年玄界上人開基

少林寺

大德寺末派也 後醍醐帝元德元年建 開基桃源和尚檀那小林氏也

榮照山妙慶寺

開山日英上人 妙顯寺末寺 天正年中唱法師來中興トス寺内ニ日像上人自筆ノ石塔在

光明山了覺寺

中古黒谷光明寺ユリ興ル基嚴黒谷ト云フ

長谷寺

聖武帝天平勝寶年中造營 開山徳道上人也

東光寺

寛平年中建立 開基仙翁道者

西光寺

洛知恩院末寺 開山玄譽上人

善長寺

洛西粟野光明寺末 願穴上人開基 中興洛知恩院末寺ト成

遙賀山本成寺

嘉吉二年建立 開山日親上人 洛本法寺ト當寺ト同基一本寺也

水間寺

聖武天皇ノ御本願 開山行基菩薩帝二月初午ノ夜王城ノ西方救世大士ノ尊像ヲ靈夢ニ受サセタマヒ行基ニ命ツテ求玉ヲ行基泉州ニ至リ誓フテ山洞ニ入尋玉ヘバ十六童子ニ逢ヒ其所ニイダリタマヘバ山門震動シテ神龍顯レ大悲ノ像ヲ護持シテ行基ニ附與ス行基則此旨ヲ賞聞アリ梵刹ヲ營ミ尊容ヲ安置シ玉ヘリ帝瑞慶ノ日ヲ惠日ト定メ今ニ至リテ毎年初午ノ日ハ諸人參詣ス始ハ繼宗タリ今ハ天台ニ屬セリ

龍谷山祥雲寺

寛永二年建立 開山澤庵和尚 洛大徳寺末寺庭前ニ蘇鐵二十株餘アリ

槇尾寺

欽明天皇御宇行滿上人草創 又此寺ヲ施福寺トモ號ス

長岡寺 百石

畷田寺 二百石

慈恩寺

徹翁和尚再興

金佛寺 禪宗 八十石

武州江戸寺院

天台佛閣

東叡山寛永寺圓頓院 寺領一萬石 (上野忍郡在)

一品法親王御在任太上天皇御宇寛永年中ニ慈眼大師草創

坊舍 顯姓院 眞如院 吉祥院 常照院 明王院 寶勝院 本覺院

淨圓院 青龍院 一乘院 傳法院 實成院 等覺院 勸善院

戒善院 普門院 明淨院 元光院 見明院 林應院 臨禪院

護國院 圓覺院 覺成院 本圓院 壽松院 松林院 泉龍院

東漸院 津梁院 清雲院

金龍山淺草寺知樂院 寺領五百石 (淺草在)

推古天皇御宇此地ニ移ス

坊舍 日音院 養覺院 金藏院 月正院 法藏院 梅音院 壽性院

正徳院	金剛院	學善院	龍泉院	明音院	知光院	法知院
長壽院	正福院	壽命院	善行院	正藏院	福壽院	法性院
花藏院	修禪院	千藏院	仙了院	蓮乘院	正喜院	十善院
源福院	金剛院					

江北山寶聚院清水寺 (淺草在)

淳和天皇天長年中慈覺大師草創 中興慶圓法師

藥王山醫王寺東光院 (淺草在)

慈覺大師草創ナリ

新護國寺 寺領五百石

歸命山如來寺大日院

寛永十二年草創 開山但唱木食建立ナリ

法泉寺 (二谷戸塚)

安養院 (目黒)

開山長上人

法福寺 寺領二百石 (千駄森)

末寺 淺草

燈明寺

三田寺町

多門院

淺草

清淨寺

同

善福寺

三田寺町

西藏寺

下谷三ノ口村

永久寺

淨土佛閣

三緣山増上寺廣度院

寺領五千石 (芝ニ在リ)

後小松院ノ草刈

西譽上人開基關東十八檀林總本寺ナリ

坊舍 花岳院

供敬院

壽光院

花養院

源寶院

廣德院

源壽院

源興院

廣慶院

常照院

夏源院

貞春院

光岳院

昌泉院

月光院

月窓院

天光院

戒徳院

靈晴院

源泉院

瑞花院

際崇院

林松院

淨蓮院

安養院

普光院

天陽院

常行院

徳水院

惠源院

寶勝院

宴立院

清光院

超勝院

寂勝院

無量山壽經寺傳通院

寺領六百石 (小石川ニアリ)

後小松院御宇明德年中了譽上人開基

坊舍 昌林院

見樹院

眞珠院

諸化寮百軒

末寺 吉水

宗慶寺

大塚

知香寺

今澤

龍閑寺

今澤

光岳寺

小日向生西寺

同

大圓寺

白山

淨運寺

同

淨土寺

清岸寺

淨林寺

神田山幡隨院新知恩寺

寺領五十石 (淺草)

元和中智譽白道幡隨意上人開基

坊舍 光旭院

源涼院

惠眼院

知日院

正立院

藥師堂

念佛堂

道本山靈巖寺

五十石 (深川)

雄譽松風靈巖上人開基

坊舍 正覺院

永壽院

正林院

淨閑院

長昌院

深松院

安養院

淨等院

常在山靈山寺二尊教院 寺領五十石 (淺草在)

大潮和尚開基

坊舍 德壽院 其德院 嶺松院 龍行院

光明山天德寺和光院 寺領五十石 (西久保ニアリ)

後奈良院天文二年和念上人開基

僧舍 天知院 長善院 和合院 隨業院 知學院 桑關院 知想院

不斷院 寶樹院 永壽院 光學院 際想院 寶隨院 長元院

淨桂院 攝取院

末寺 淺草 專樹院 西久保 圓成寺 谷町 道源寺

二本榎 覺信院

雲光院 寺領五十石 (深川)

慶長年中權現公無雙尼近侍女阿茶局建立也

坊舍 法龍院 淨慶院 其正院 養壽院 正光庵 正覺院 仙龍院

傳壽院 樹光院 清光院 淨心院 長源院 清心院 慈清院

淨徳院 固貞庵 樹光庵 一言院

田中山西應寺 十石 (金杉村)

應和元年明賢上人開基

寺中芝 法音院 同 源光寺 同 宗光寺

同 相論寺 三浦 十切寺 淨光寺

無量寺

西谷山大養寺 寺領五十石 (西久保)

慶長年中儼譽上人開基

寮舍 壽向院

末寺 芝高輪 生善寺

西福寺 寺領百石 (淺草)

心蓮社貞譽上人開基

坊舍 轉壽院

田嶋山誓願寺華樂院 (淺草)

見逆社東譽上人開基

寺中 花樂院 宗真院 嶺翁院 假宿院 受用院 長安院 宗周院

長壽院 林宗院 德壽院 寶照院 西慶院 德正院 寶樹院

及全院

末寺 淺草 玉蓮寺

壽福山行安寺 (淺草)

開山信逆社源譽長雄上人

寺家 經壽院 是心院 清光院 香原院 見松院 專稱院

法善寺 (深川)

坊舍 玉樹院 千壽院 淨正院 真心院 南龍院 真常院 仙空院

取心院 真療院

本誓寺 (深川)

平川山淨土寺源照院 (赤坂一木町)

開山教譽聖公上人

寺中 雲洞院 寶珠院 常照院 永蓮院

末寺 常行院

珠嶋山龍寶寺是應院

慶長年中建立 開山是應上人

寺中 法信院 稱名院 長稱院 宗樹院 西光院 備宗院 冷松院

寶池院 光稱院

悲日山誓光寺 (淺草)

開山信譽上人

寺中 榮廣院 聖取院 正覺院 梅香院 知徳院

長青山寶樹寺梅窓院

開山長譽南龍上人

常榮山眞福寺 (糺町)

西光寺 (四谷)

南命山善光寺 尼寺ナリ祖師中將姫 (谷町)

國豐山無緣寺廻向院 (本庄)

後西院明曆三年開基

直指院 (白銀原)

場畧木舎建立

淨土宗諸院

本郷	願行寺	同	正法寺	同	玄雲寺
同	在照寺	同	宗源寺	同	正念寺
同	宗安寺		正德寺	同	元光寺
同	長福寺		善德寺	同	正安寺
同	新光明寺	同	廣大寺	同	清教寺
同	淨願寺	三田	西海寺	同	大龍寺
三田	宗福寺	同	蓮上寺	同	願海寺
同	龍原寺	淺草	天學寺	同	千殊寺
淺草	靈源寺	同	榮正院	同	清德寺

禪宗佛閣

諏訪山吉祥寺 五十石 (駒込)

太田道灌開基 寮數三十三軒 經藏塔司

喜藏院	宗寶院	洞泉寺	東陽庵	誦經庵	東光院	
末寺	小石川	淨光院	小日向	金剛寺	同	日輪寺
牛込	天德院	同	宗泉寺	同	龍門院	
同	鳳林寺	同	宗參寺	谷中	玉林寺	
淺草	祝言寺	同	曹源寺	同	永見寺	
同	行安寺	同	善德寺	同	正應寺	
同	高岸寺	同	正德寺	同	相安寺	
同	西光寺	同	萬泉寺	同	玉泉寺	
同	正淨寺	同	大雲寺	同	寶相寺	
同	大仙寺	同	宗源寺			

かさし 法泉寺 同 圓徳寺 同 妙眼寺
本座 福言寺 芝 仙翁寺 高田 夾山寺
戸田 杉源寺

廣徳寺 寺領五十石 (下谷)

希叟宗奉禪師開基

坊舎 通玄庵 永壽院 梅垂院 慶徳院 宗雲院 徳雲院 長春院

大樹院 松東院 圓照院

萬松山東海寺 寺領五百石

寛永十一年建立

報恩山麟祥院天澤寺 寺領三百石

寛永二年建立 妙心寺滑山列和尙開基

金地院 (西久保切通)

徳泉院 淺草末 (石濱村)

學宗和尙開基

東禪寺 (芝高輪)

靈庵和尙開基

坊舎 心源院 學勝院 正樹院 宗寶院

泉岳寺 (芝高輪)

門庵和尙開基

坊舎 高雲院 文入院 養樹院

萬年山青松寺 (愛宕山)

太田道灌入道建立

坊舎 清岩院 高樹院 傳宗院 吟宗院 忠岩院

末寺 西久保 青龍寺 同 湖雲寺 同 杉久寺

芝 西山寺 同 源正寺 青山 玉窓寺

四谷 龍昌寺 淺草 大松寺 しほや 長泉寺

瑠璃光寺

金剛寺

大田道灌開基用山大和尚

大雄山海禪寺 (淺草)

桓武帝六代後胤平將門建立 中興覺印和尚開基

紫雲山瑞聖寺 (白銀原)

木庵和尚開基

永壽山海福寺 (深川)

隱元禪師弟子獨本師開基

靈鳳山種徳寺 (赤坂)

東光知燈禪師開山也

寺中 柏樹院 松溪院 松壽庵

末寺 四谷 群山寺 品川 泊松寺

雄峯山善勝寺 (四谷) 久米川 徳藏寺

青繁和尚開基

坊舎 善徳寺

末寺 四谷 善長寺 龍泉寺

臥雲山龍昌寺 (四谷)

開山隨翁族島大和尚

末寺 四谷 永松寺 同 養善寺 糺町 常仙寺

深川 全徳寺 四谷南寺町 永信寺

靈雲山桃林禪寺 (淺草)

南雄英禪師開山也

寮舎 長昌庵

興善山勝光院 三十石 (世田谷)

開山天榮和尚

補陀山海晏寺 (品川)

光巖寺 (品川)

太田入道道灌建立

萬年山祝言寺 (淺草)

太田道灌建立 開山長山存久大和尚

末寺 三谷村 本禪寺

西勝寺 (牛込坂町)

水南和尚開基

坊舍 德林院 養性院 法正院 實生院 宗轉院 自性軒

興雲寺 (三田聖坂)

金峯山高林寺 (駒込)

開山桂巖宗嫩大和尚也

寺中 興福庵

末寺 駒込 江岸寺 小石川 大林寺 深川 増林寺

補陀山長谷寺 (下漕谷)

開山門庵宗關大和尚也

末寺 黒金 宗榮寺 同 長徳寺

濟松寺 寺領三百四十五石 (牛込)

開山祖心建立

大溪山豪徳寺 (雀原世田谷)

開山馬堂昌譽禪師

末寺 善如院 高林院

廣岳院 (芝二本松)

東光寺 寺領二百石 (目黒先伏間村)

禪宗

牛込	長圓寺	同	萬音院	淺草	東北寺
淺草	正雲寺	同	萬龍寺	同	開善寺
同	長徳寺	同	宗禪寺	同	立國寺
同	台相寺	同	洞榮寺	同	休乘寺
同	高國寺	同	秀源寺	青山	玉宗寺
淺草	崇福寺	芝	大圓寺	同	大正院
芝	寶禪寺	同	宗福寺	同	大雲寺

市谷 盤松院 同 東雲寺 高輪 海徳寺
 谷 長圓寺 同 寶性寺 淺草 正雲寺
 芝 清覺寺 同 玉泉寺 同 西仙寺
 駒込 大圓寺 三田 宗海寺

眞言佛閣

高野寺正覺院 (二本松)

知足院

彌勒寺

眞福寺 (愛宕下)

開基弘法大師

文珠院 (淺草)

愛宕山圓福寺 百石

坊舎 金剛院 千藏院 萬藏院 欽證院 玉藏院

海照山品川寺普門院

永應元年權大僧都弘尊中興

尊重院 寺領二百石

眞言宗

淺草 言淨院 同 正福院 同 延命寺
 同 常住院 同 吉乘院 同 密藏院
 同 地藏院 同 洞圓院 大佛上 正覺院
 三田 佛乘院 同 眞草院 同 大正院
 同 彌勒寺

本願寺宗佛閣

東本願寺 (淺草)

教如上人開基

坊舎 長敬寺 徳本寺 善照寺 滿照寺 専勝寺 蓮光寺 妙順寺
 淨照寺 眞福寺 正行寺 光圓寺 願龍寺 西光寺 通覺寺
 宗音寺 玉泉寺 長專寺 淨林寺 法善寺 眞願寺 妙清寺

雲行寺 則隨寺 開成寺

西本願寺 (木挽町築地)

高龍山法恩寺 (淺草)

親鸞上人弟子聖心坊開基

坊舍 專念寺 長全寺 門名寺 林香寺 永願寺 光德寺 信正寺

香念寺 西光寺

龜子山善福寺 (麻布)

親鸞上人弟子了海上人開基

僧舍 全藏寺 福泉寺 光善寺 西福寺 學光寺 善行寺 西重寺

淨泉寺 淨光寺 德生寺 眞福寺 善通寺

光澤山稱念寺 (淺草)

高田一向宗開山正傳權僧都

寺中 寶池軒 淨性軒 眞正庵 慈照軒 德壽庵

至心山唯念寺大信院

高田一向宗開山淨因權小僧正

寺中 松壽庵 壽光庵 林昌軒

澄泉寺 高田一向宗 (溜池ノ上)

寺中 庭教庵 慶正庵

日輪寺 藤澤末寺 (淺草)

遊行上人開基

坊舍 林香院 東福院 寶德庵 寶樹庵

本願寺宗

麻布 妙福寺 淺草 西正寺 三田 西蓮寺

三田 勝三寺 金杉 長元寺 同 慈法寺

金杉 法仙寺 同 安樂寺

法華宗佛閣

長榮山本門寺 百石 (池上村)

日蓮上人開基

坊舍	照榮院	九條院	妙泉院	中道院	本覺院	玉藏院	安立院
	善覺院	妙法坊	大善坊	正教坊	覺藏坊	妙遠坊	本城坊
	岩本坊	眞應院	妙真坊	妙壽坊	遠乘院	蓮覺坊	圓頓寺
	大林寺	養源寺	林昌寺	本隨寺	妙安寺	榮林寺	妙淨寺
	本住寺	長照寺	妙光寺	正教寺	本光寺	本覺寺	長慶寺
	淨心寺						
末寺	二本榎	承教寺	谷中	蓮久寺	麻布	心性寺	
	淺草	蓮華寺	同	長遠寺	同	正覺寺	
	同	大仙寺	同	經王寺	同	實相寺	
	同	遠妙寺	同	法泉寺	同	法養寺	
	品川	蓮長寺	同	本眼寺	二本榎	朗清寺	
	谷中	妙正寺	糺町	善國寺	牛込	常林寺	
	芝	榮門寺	目黒	本立寺			

妙光山法華寺

十九石

日源上人開基

坊舍	本龍院	本成院	東照院	岸ノ坊	杉本坊	塞理院	行遠院
	下ノ坊	上ノ坊	藤ノ坊	安國坊	西ノ坊	昌樹坊	北ノ坊
	東ノ坊	中ノ坊					
末寺	淺草	長照寺		蓮光寺	谷中	感應寺	
		法妙寺	程ヶ谷	自源寺		珠林寺	
	六軒茶屋	妙圓寺	中目黒	正覺寺	相川雪谷	圓長寺	
	ふすふ	禪圓寺	同	龍立寺	堀内	妙法寺	
	長耀山	感應寺	三十八石	(谷中)			
	日長上人	開基					
坊舍	隆生院	是運院	本覺院	良音院	通性院	理來院	理亭院
	本如院	常通坊	玄光坊	佐野坊	善陽坊	源明坊	圓定坊
	覺立坊	隨輪坊	境林坊	本行坊	清嶺坊	覺連坊	要長坊

禪也坊 寶藏坊 林賀坊 雲津坊 輪如坊
妙祐山幸龍寺 五十石 (淺草)

開山正心院日幸上人

坊舍 隨賢院 唯心院 賢輪院 正壽院 智應院 詮雄坊 春影院

感應院 眞性坊

淨心寺 寺領百石 (深川)

報新山宗延寺 (下谷)

開山日精上人 身延山末寺

寺中 是眞院 眞淨坊 常心坊 守玄坊 珠源坊

大光山善立寺 (下谷)

開山壽仙院日德上人

寺中 仙應院 三惠院 惠林坊 法性坊 圓修坊 心如坊 善行坊

本龍坊 妙靜坊

本松山蓮華寺 (小石川)

開山日雄上人

寺中 仙通院 心了坊 觀成坊 本行坊 延壽坊 寂靜坊

瑞林寺 (谷中)

平川山法恩寺

太田道灌開山日住上人

海行寺 (四谷)

隨林寺 (同)

威光山法明寺 寺領千石 (曾自谷)

開基日源上人

法華宗

寒應寺 常行寺 長王寺

二本杉 常教寺 三田 中道寺 淺草 玉泉寺

淺草 蓮光寺 同 善慶寺 同 常福寺

妙福寺 淺草 法泉寺 同 慶園寺

淺草	善幽寺	同	淨恩寺	同	妙禪寺
同	正光寺	同	本立寺	同	本覺寺
同	妙恩寺		淨蓮寺	淺草	教應寺
同	常樂寺	同	光安寺	芝	上行寺
芝	連昌寺	三田	高松寺	芝下町	榮門寺
谷中	一乘寺	下谷	要傳寺	三田	大乘寺
本郷	本妙寺	品川	妙國寺		

諸宗佛關

金龍山淺草寺 (豐島郡)

駒形堂 安房太守平公雅建立ナリ

禪英山寶泉寺 (牛込)

瑠璃山遍照寺 (芝)

弘法大師草創也

青龍山淨光寺藥王院

慈覺大師開基

醫王山榮興寺

聖武天皇建立

福昌寺 (芝)

淨土五ヶ寺

増上寺 傳通院 幡隨寺 靈巖寺 靈仙寺

曹洞宗三ヶ寺

摠泉寺 青松寺 泉岳寺

妙心寺派四ヶ寺

天澤寺 東禪寺 安禪寺 松源寺

新義四ヶ寺

知足院 圓滿寺 彌勒寺 眞福寺

大德寺末寺頭

品川 東海寺 同 澄雲寺

中山寺末寺頭

谷中 妙法寺

藤澤遊行末寺頭

淺草 日輪寺

身延山末寺頭

谷中 瑞林寺 下谷 宗圓寺 淺草 善立寺

池上本門寺末寺頭

二本坂 承教寺 同 朗清寺

玉澤末寺頭

谷中 大雄寺

越後本成寺末寺頭

芝 長應寺 丸山 本妙寺

本因寺末寺頭

谷中 法恩寺 淺草 幸龍寺

京妙滿寺末寺頭

品川 妙國寺

武藏國大寺

一乘院 眞言宗 寺領三十石

日證寺 法華宗 寺領三百石

法林寺 濟家 寺領二十五石 (小川村)

平林寺 寺領五十石 (岩付村)

東行寺 眞言 寺領三十石 (久下村)

長久寺 眞言 寺領三十石 (太田村)

長德寺 寺領四十石 (武州)

忠見寺 淨土 寺領三十石 (上保村)
 龍淵寺 眞言 寺領百石 (成田立)
 王禪寺 眞言 寺領六十石 (藪中)
 甘堂寺 淨家 寺領百三十石
 大日 寺領十石 (杉嶋村)
 大興寺 眞言 寺領五十石 (太田村)
 大正寺 眞言 寺領六十石
 大秀寺 淨土鎮西 寺領三十石

全國佛教大會決議案理由書

國家ハ人類進歩ノ父ニシテ宗教ハ人類平和ノ母ナリ進歩ノ父アリ平和ノ母アリテ然ル後々人類始メテ完全圓滿ノ發達ヲ望ムベシ洋ノ東西ヲ論ゼズ時ノ古今ヲ問ハズ國家宗教相干繫スル所以ノ者實ニ此ニアリテ存ス
 恭ク惟ミルニ我日本

皇祖皇宗肇國ノ道ハ深遠ニシテ悠久ナリ

皇祖鏡ト劔ト璽トヲ以テ

皇孫ニ授ケ此ヲ視ルコト猶ホ吾ヲ視ルガ如クセヨ寶祚ノ隆天壤ト共ニ無窮ナルベシト宣玉ヲタル神勅ハ即チ是レ我日本ノ生命ナリ光明ナリ歷代列聖ノ奉體シ玉フ所以ノ道ハ斯道ニ非ザルハナシ蓋シ鏡ノ德タルヤ明ニシテ忠ナリ劔ノ德タルヤ勇ニシテ斷ナリ璽ノ德タルヤ慈ニシテ善ナリ

惟夫レ明忠ナルガ故ニ美ヲ萬方ニ探リ撰擇過ツコトナシ惟夫レ勇斷ナルガ故ニ能ク之ヲ實行施設ス惟夫レ慈善ナルガ故ニ上下和樂ス而シテ撰擇ト實行ト和樂トハ乃チ

皇祖皇宗ノ道道義ヨリ之ヲ論ズレバ則チ忠道個人ノ安心ヨリ之ヲ觀ズレバ則チ日本魂ニシテ實ニ國家ノ進歩平和ノ源泉ナリ

窮ニ宇内政教ノ源ニ溯リテ之ヲ考フルニ儒教ハ父子ノ關係ヲ主トシテ社會ヲ組織スルモノニシテ所謂孝仁教ナリ基督教ハ夫婦朋友ノ關係ヲ主トシテ社會ヲ組織スルモノニシテ所謂愛友教ナリ佛教ニ至ツテハ大小顯密門流一ナラズ儒基ニ教ニ比スレバ包含宏大其之ヲ斷言スルヤ稍ク難シト雖ドモ其教ニ就テ深ク權實ヲ明ニシ廢立ヲ行フテ開會スルニアラザレバ蓋シ空慈教ノ一偏ニ失スルヲ免ガレズ若シ夫レ君臣ノ關係ヲ主トシ社會ヲ組織スルノ忠教ヲ建立スルモノハ宇内ノ廣キ萬國ノ多キガ中ニ於テ獨

リ我日本アルノミ故ニ忠教ハ

皇祖皇宗ノ建立シ玉ヘル第一義諦ニシテ我日本國體ノ宇内ニ冠絶スル所以ナリ之レ無ラン乎我邦ノ撰擇其標準ヲ得ル能ハズ之レ無ラン乎我邦ノ施設其方針ヲ得ル能ハズ之レ無ラン乎我國ノ和樂其雍熙ヲ得ル能ハズ之レ無ラン乎我國ノ進歩平和又其機動ヲ得ル能ハズ而シテ我日本ノ我日本タル所以ノモノ夫レ將タ焉クニカアル

若シ夫レ忠教ノ基礎已ニ確立シ撰擇ノ標準已ニ確定スル以上ハ世界何物カ集メテ吾美ヲ大成ス可ラザルモノアラシク況ヤ佛教ノ真理宏大ニシテ包含多般ナルニ於テチヤ是ヲ以テ歷代 天皇ノ佛教ヲ崇信シ三寶ニ歸依シ玉フヤ佛教濟物ノ功慈悲ノ用ニ資リテ益ク我固有尙忠尙武ノ風ヲ輔ケ陰陽相和シ剛柔相濟シ異體同用並ビ行ハレテ相悖ラザラシム而シテ我邦佛教各宗ノ祖師亦タ善ク

皇祖皇宗ノ聖謨ヲ體シ忠教ノ至理ヲ味ヒ其佛教ニ於ケルヤ小ヲ捨テ大ヲ
 取リ權ヲ去リテ實ニ就キ我日本ヲシテ大乘興隆ノ國土爲ラシム即チ天台
 祖師ノ山王一實ニ於ケル眞言祖師ノ本地垂跡ニ於ケル禪宗祖師ノ鎮護國
 家ニ於ケル日宗祖師ノ立正安國ニ於ケル淨土并ニ眞宗祖師ノ眞俗二諦若
 シクハ王法爲本ニ於ケル是レ皆佛教ヲシテ忠教ナラシメタルモノニ非ザ
 ルハナシ

佛教各宗ガ我日本ノ國體ト合用シテ國家ノ進歩平和ノ功績ヲ奏シタルハ
 我國史ノ彰々トシテ證用スル所ナリ今日佛教各宗ニシテ益々祖師立教開
 宗ノ精神ヲ恢弘シテ善ク機運ニ應ゼンニハ衰ヲ振フテ盛トナシ亡ヲ轉ジ
 テ興トナス掌ヲ反スヨリモ易カルベシ然ラズシテ苟且偷安是レ貪ルアラ
 バ一切衆生ヲ濟度シ國家ノ危急ヲ救フコト能ハザルノミナラズ宇内無二
 ノ教法モ遂ニ廢滅ニ歸セントス今ヤ我國ノ道義衰頹シ元氣萎靡シ上下利

ヲ爭ヒ廉耻地ヲ掃ヒ忠教ノ名字僅カニ存スト雖ドモ精神日ニ非ナルヲ見
 ル是レ豈ニ大會諸君ガ其祖師立教開宗ノ精神ヲ恢弘シテ大ニ爲スベキノ
 機運ニ非ラズヤ又將タ内地ヲ開放シテ外人雜居スルモノ將サニ至ラント
 ス是レ豈ニ佛教各宗ガ坐ナガラニシテ海外布教ノ端緒ヲ開ク可キ最好時
 機ニ非ラズヤ苟モ大會諸君ニシテ今ノ時ニ方リテ奮然猛起スルアラバ國
 民ハ佛教ニ倚賴センヤ必セリ

政府ヲシテ公認教制度ヲ設ケシムルノ一事ハ今日大會ノ要旨ナリ制度ハ
 元ト是レ宗教ノ形體ナリ故ニ其精神ヲ健全ナラシムル者ハ制度ノ良否ニ
 アリ吾人ハ此形體ノ成立スルト共ニ更ニ其精神ノ復活センコトヲ望マザ
 ルヲ得ザルナリ又宗教制度ノ建設ニ至ツテハ對自制度即チ教會内部ノ組
 織對他制度即チ教會ガ他ノ社會若シクハ國體ニ對スルノ關係ニシテ要ハ
 政府ト寺院トノ關係ヲ規定スルニ外ナラザレハ吾人ハ對他制度ノ規定セ

ラル、ト共ニ大會諸君ガ機運ノ必要ニ應シテ對自制度ヲ講究センコトヲ望マザルヲ得ザルナリ

以上二個ノ希望ニシテ幸ニ大會諸君ノ容納スル所トナラバ佛教恢復擴張日ヲ期シテ待ツベシ依テ茲ニ決議案ヲ提出ス

一對他制度即チ公認教期成同盟會ヲ設立ス

但シ諸規則及ヒ運動方法等ハ委員若干名ヲ選舉シテ委托ス

一對自制度ノ講究ニ關スル方法ヲ設ケ委員若干名ヲ選舉ス

明治三十二年五月八日

洛東知恩院ニ於テ

全國佛教大會々長 岡本柳之助

政教分離意見

我國今日ノ進運ハ

皇祖皇宗ノ洪謨ヲ弘メ文明各國ノ衆美ヲ採リ帝國二千五百年ノ歴史ト現時宇内ノ大勢トニ顧ミテ制度典章其宜ヲ得ルニ在リ而シテ獨リ宗教ノ一事ニ至リテハ未ダ適宜ノ制度アルヲ見ズ啻ニ未ダ適宜ノ制度アルヲ見ザルノミナラズ我政府ノ施設セントスル所ハ大ニ其當ヲ失シテ他日臙臍ノ憂ヲ遺スモノニアラザルヤノ感ナキ能ハズ何トナレバ憲法制定以來百般ノ制度粗ボ備ハリテ將ニ完成ノ域ニ至ラントスルノ今日宗教ニ關シテハ特別ノ制度アルコトナシ獨リ新民法中祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他公益ニ關スル社團又ハ財團ニシテ營利ヲ目的トセザルモノハ主務官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト爲スコトヲ得トノ一項アリ而シテ又其施行法ニ

ハ民法中法人ニ關スル規定ハ當分ノ内神社、寺院、福宇、及佛堂ニハ之ヲ適用セズトノ一項アリ又内務省第四十一號令宗教宣布ニ從事スル者ノ規定ニ第一條宗教ノ宣布ニ從事セントスル者ハ左記事項ヲ具シ履歷書ヲ添ヘ其住所住所ナキトキハ居所ヲ管轄スル地方長官ヘ届出ベシ (一) 宗教名稱 (二) 布教ノ方法 本令施行前ヨリ宗教ノ宣布ニ從事スル者ハ本令施行後二ヶ月以内ニ前項ノ届出ヲ爲スベシ 第二條宗教ノ用ニ供スル爲メ堂宇會堂說教所又ハ講義所ノ類ヲ設立セントスル者ハ左記事項ヲ具シ其所在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クベシ (一) 設立ヲ要スル理由 (二) 設置ヲ終ル可キ期限 (三) 名稱所在地并敷地及建物ニ關スル重要ナル事項但圖面ヲ添フ可シ (四) 宗教ノ名稱 (五) 管理及ビ維持ノ方法 (六) 擔當布教者ヲ置クトキハ其資格及選定方法 前項第二號ノ期限内ニ於テ前項ノ堂宇會堂說教所又ハ講義所ノ類ヲ設置セザルトキハ前項

ノ許可ハ其効力ヲ失フ 本令施行前ヨリ宗教ノ用ニ供スル堂宇會堂說教所又ハ講義所ノ類ノ設立者設立者ナキトキ若クハ故障アルトキハ管理者ハ第一項ニ掲グル事項ヲ本令施行後二ヶ月以内ニ所轄地方長官ヘ届出ベシ 前項ノ届出ヲ爲シタルトキハ第一項ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス 第三條前條ノ設立者設立者ナキトキ若クハ故障アルトキハ管理者ハ管理及擔當布教者ノ履歷書ヲ所轄地方長官ニ差出ス可シ其管理者又ハ擔當布教者ヲ變更増加シタル場合亦同シ 第四條第一條各號ニ掲グル事項ヲ變更シタルトキハ宗教ノ宣布ニ從事スル者ヨリ二週間以内ニ所轄地方長官ヘ届出ベシ 第二條各號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ設立者設立者ナキトキ若クハ故障アルトキハ管理者ヨリ理由ヲ具シ更ラニ所轄地方長官ノ許可ヲ受クベシ但所在地ノ變更ニ係ルトキハ移轉先地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クベシ 宗教ノ用ニ供スル堂宇會堂說教所又ハ講

義所ノ類ヲ廢止又ハ移轉シタルトキハ二週間以内ニ廢止又ハ移轉前ノ所轄地方長官へ届出ベシ 第五條神佛道ノ布教者及寺院佛堂教會等ノ設立移轉廢止ニ關シテハ總テ從前ノ規定ニ依ル 第六條本令ハ明治三十二年八月四日ヨリ施行スト又現任内務大臣ハ七管長ヲ内務省ニ召集シ大要左ノ訓示ヲ爲シタリ曰ク此度佛教各宗派管長總代ノ名ヲ以テ改正條約實施ニツキ佛教其他宗教ニ對スル政府ノ方針ニ關シ門末及檀徒取扱上心得置度趣ヲ以テ之レガ明示ヲ申請セラレタル處信教ニ關シテハ憲法第二十八條ヲ以テ安寧秩序ヲ妨ゲズ及臣民タルノ義務ニ背カザル限リ其自由ヲ許與セラレ臣民ハ均シク其恩賜ノ惠澤ニ浴スルヲ得ルト共ニ政府ハ信教ノ自由ヲシテ秩序安寧ヲ妨害シ臣民タルノ義務ニ背クコト勿ラシムルコトヲ期セザル可カラズ故ニ臣民一切ノ宗教行爲ニ對シテハ一ニ憲法ノ精神ニ基キ之ガ取締ヲ爲シ宗教ノ異同ヲ問ハズ安寧秩序ヲ妨ゲズ臣民タル

義務ニ背カザルノ範圍ニ於テ適當ノ自由ヲ享ケシメ宗教ヲシテ各其所ヲ得セシムベシト以上三ヶ條ノ精神ハ國家ガ宗教ニ對シ放任主義ヲ取り人民ニ信教ノ自由ト宗門ノ放任トヲ悉ク附與シタル者ナリ寺院及ビ教會ヲ單ニ一種ノ私立會社即チ他ノ私設團體ト同等ニ視做シ國家ヨリ別ニ之ニ對スルノ特權特許ヲ與ヘザルコト他ノ私設團體ニ對スルト異ナラザルナリ故ニ寺院及教會ハ一般ノ關係ニ付テハ普通法ニ從フ可キ者ニシテ其自カラ規定シタル組織及ビ吏員其他ノ權利義務ニ關スルモノハ普通團體ノ定款ト同シク法律上ノ効力ヲ有シ且ツ之ニ據テ權利ヲ生ズル時ハ通常裁判所へ出訴スルコトヲ得可シ故ニ懲戒權ノ行使或ハ教費ノ徵收ニ付キ行政府ノ保護ヲ與ヘ又ハ教師及教會ノ建造物ニ免稅スルガ如キハ之ヲ爲サズ況ンヤ國庫ヨリ保護ヲ與フルナヤ是レ蓋シ信教自由宗門放任ノ原理ニシテ其要ヲ約言スレバ此ノ如キハ宗教ヲ以テ國家關係ノモノトセズ單ニ

人民各自ノ私事ナリト見做スニ在リ我政府ハ今日ニ當テ此原理ヲ實踐セ
 シト試ミタル者ナリ此原理ヲ實行スレバ則テ現今各宗管長ノ勅任待遇廢
 ス可シ寺院ノ地稅モ課ス可シ家屋稅モ課ス可シ所得稅モ課ス可シ本山末
 寺ノ關係モ絶ス可シ法脈相承法統相續モ絶ス可シ祖宗ノ遺訓モ亡ス可シ
 佛祖ノ法寶モ亡ス可シ如此キハ是レ信教自由宗門放任ノ結果ナリ如此ハ
 是レ政府ガ佛教ヲ廢滅セシムル巧方便ナラシカ噫我政府ノ施設スル所斯
 ノ如シ某等我國政教關係ノ前途ニ就テ憂慮ヲ抱クモノ豈ニ其故ナシトセ
 シヤ抑テ國家ト宗教ノ關係ハ東西古今歴史ノ示ス所極メテ錯雜ナルガ如
 シト雖ドモ之ヲ約スレバ國教制、公認制、放任制ノ三種ニ外ナラズ國教制
 ハ國家ガ一種ノ宗教ヲ立テ、國教トナシ權力ニ憑リ人民ヲシテ其教ニ從
 ハシメ直接間接ニ他教ヲ禁ズルノ精神ヲ有スルモノニシテ政教混同ハ此
 制ノ免レザル所ナリ故ニ信教自由ノ大義ヲ憲法ノ明文ニ掲グルノ今日我

國ニ於テ國教制ノ採用スベカラザルハ論ヲ待タズ公認制ハ國家ガ宗教ヲ
 必要視スルノ意思ヲ以テ信教自由ノ精神ト相悖ラザルノ範圍内ニ於テ總
 テノ宗教ヲ偏黨ナク保護シ若クハ統御スルモノニシテ今代文明ノ良制ハ
 蓋シ此制ニアリ若シ夫レ放任制ニ至リテハ假リニ制ノ字ヲ用フト雖ドモ
 其實放任トハ國家ガ宗教ノ爲メニ特別ノ制度ヲ設ケズ寺院及教會ヲ以テ
 他ノ民間ノ私立會社ト同視スルニ名クルモノニシテ此放任主義チ一タビ
 實施スルトキハ宗教ハ全ク公法人タルノ資格ヲ失フ可シ蓋シ今代文明世
 界ハ政教分離ノ潮流中ニアリ信教自由ノ大義ヲ認メザルモノナシト雖ド
 モ其宗教制度ハ必ズ其歴史ト政體ノ如何ニ從フ然ラバ信教自由ヲ極メテ
 敬重スルコトヲ知ル歐洲各國ガ現ニ採用スル宗教制度ハ大同小異アリト
 雖ドモ概スルニ公認制ニシテ其放任制ヲ實施スト稱スルモノハ獨リ北米
 合衆國アルノミ誠ニ思フニ北米合衆國ガ個人自由ヲ以テ建國ノ原則トシ

第十八世紀中一時歐洲ノ天地ヲ震撼シ佛蘭西大革命ヲ養成シタル共和思想ヲ實施シタルモノナルコトハ其獨立ノ檄文ニ冒頭第一各人天賦ノ權理ヲ保全スルヲ以テ人生國家ヲ組織スルノ第一義ナリト明言シタルヲ以テ之ヲ知ル可シ斯ノ如キ民主主義個人自由ヲ以テ建國ノ原則トスル北米合衆國ニシテ宗教ノ特別制度ヲ拋棄シ放任制ヲ實施スルコトヲ主張スル亦偶然ニアラザルナリ何トナレバ北米合衆國多數人民ノ信仰ヲ支配スル新教各派ナルモノハ教會ト稱スト雖ドモ個々信仰ヲ同クスル信徒ノ集合體ニシテ教典ノ外ニハ安心ノ裁斷權モナク僧侶信徒ノ階級モナキ教會ナレバナリ此國家ニシテ此教會アルハ正ニ是レ自然ノ一致ニ出ルモノナリ政教分離ノ結果ニ非ルナリ且ツ北米合衆國ハ信教自由ノ原則ヲ實施スト自他共ニ許スモ其ノ各州ノ憲法ニハ往々上帝ノ存在及基督教ノ真理ヲ信奉スルヲ以テ人民ノ義務トナス可シトノ明文ヲ掲グルヲ見ル是レ反面ニ非

上帝及非基督教ノ信仰ヲ禁ズルモノニアラズシテ何ゾ然ラバ北米合衆國ト雖ドモ真正ノ放任制ハ之ヲ實施スルコト能ハズ而シテ今ヤ北米合衆國ト國家ノ淵源及發達ニ於テ事々物々殆ド正反對ニ立ツ我國ヲシテ獨リ宗教制度ソミ北米合衆國スラ未ダ實施シ能ハザル所ノモノヲ實施セシメント欲スルハ誠ニ其何ノ謂タルヲ知ルコト能ハザルナリ若シ我國今後ノ宗教制度ヲ學ゲテ悉ク之ヲ民法第三十四條內務省令第四十一號及內務大臣告諭ノ下ニ葬リ更ラニ宗教ニ關スル特別制度ノ建設セラル、ナクンバ我國ハ是レ北米合衆國ニ於テ未ダ見ザルノ放任制ヲ實施スルコトヲ試ミルモノナリ是レ某等ガ區々ノ愚衷深ク自ラ僭越ノ罪ヲ知ルト雖ドモ默シテ止ム能ハザル所以ナリ某等ノ愚見ヲ以テスレバ今日我國家苟クモ總テノ宗教ヲ偏黨ナク保護シ若シクハ之ヲ統御スルノ精神ヲ有セバ速カニ宗教ニ關スル特別制度ヲ建設シ寺院及教會ニ附與スルニ公法人ノ資格ヲ以テ

シ以テ一種公認ノ良制ヲ組織セラル、ニ如クハナシ今之ガ理由ヲ臚列ス
 レバ十個アリ一ニ曰ク公認制ハ信教自由ノ精神ト相悖ラズ二ニ曰ク公認
 制ハ我國ニ於テ歷史上ノ根據ヲ有ス三ニ曰ク公認制ハ外教ヲシテ我國
 體ノ下ニ服從セシム四ニ曰ク公認制ハ我國固有ノ宗教ヲ保護ス五ニ曰ク
 公認制ハ宗教ノ品位ヲ高ム六ニ曰ク公認制ハ政教ノ混同ヲ避ク七ニ曰ク
 公認制ハ國家ノ正義ヲ明ニス八ニ曰ク公認制ハ宗教ノ激争ヲ避ク九ニ曰
 ク公認制ハ法治國ノ名實ニ副フ十ニ曰ク公認制ハ文明各國ノ通制タリ何
 ナカ公認制ハ信教自由ノ精神ト相悖ラズト云フカ曰ク信教ノ自由ハ我帝
 國憲法ノ昭焉トシテ明示スル所ナリ故ニ宗教ヲ保護スルニ如何ナル良制
 アリト雖ドモ此信教自由ノ精神ト相悖ルトキハ之ヲ建設スルコトヲ得ザ
 ル可シ故ニ國家ニシテ若シ國內諸宗教ノ中一種ノ宗教ノミヲ保護シ或ハ
 威力又ハ其他ノ手段ニヨリ國民ヲシテ之ヲ信奉セシムルカ若シクハ其他

宗教ヲ信奉スルコトヲ禁シ或ハ妨グルガ如キコトアラバ夫レユソ信教自
 由ノ精神ト相悖ルベキモ國內ノ諸宗教ニ對シ偏黨ナク保護ヲ與ヘ之ヲ認
 メテ公法人トスルニ於テハ毫モ信教自由ノ精神ト相悖ルノ理アルヲ發見
 セザルナリ若シ之ヲシモ信教自由ノ精神ト相悖ルト云ハマ歐洲各國ノ立
 法施政ハ皆信教自由ノ精神ト相悖ルモノナリト云ハザルヲ得ザルナリ何
 ナカ公認制ハ我國ニ於テ歷史上ノ根據ヲ有スト云フカ曰ク我國千有餘年
 ノ長日月ニ於ケル佛教ハ彼ノ基督教ガ歐洲ニ於テ政教ノ争ヨリ幾多ノ戰
 亂ヲ惹キ起シタルノ例ヲ有セザルモ國家ノ爲メニ功德ヲ施シ又國家ノ保
 護ヲ受ケタルノ事實ニ至リテハ毫モ基督教ニ讓ル所アルヲ見ザルナリ故
 ニ基督教ニシテ今日歐洲各國ニ於テ公認制ノ待遇ヲ受ケツ、アルモノハ
 既往千有餘年間ノ歴史ヲ有スルニ職由スト云ハマ佛教モ亦我國ニ於テ同
 一ノ價值アル歴史ヲ有スルモノナリ何ナカ公認制ハ外教ヲシテ我國體ノ

下ニ服從セシムト云フカ曰ク基督教ハ歐米各國一般ノ宗教タルモ其ノ我國體ト相容レザル所アルハ已ニ識者ノ憂慮スル所ナリ然レドモ帝國憲法ニ信教自由ヲ明示スル以上ハ公認制ニ由ルノ外之ヲ制スルノ道アルコトナシ蓋シ公認制ハ總テノ宗教ニ一定ノ保護即チ主トシテ公法人タルノ資格ヲ與ラルモノナリ其代リニハ亦一種ノ限制ヲ與フルモノナリ基督教ニシテ從來ノ佛教ト同ク公認制ノ恩典ヲ與フル以上ハ我國家ハ我國ニ在ル基督教ヲシテ我皇室ニ我國家ニ忠實ナルコトヲ宣誓セシムルコトヲ得可ク亦我祖宗及皇室ニ對スルノ禮典ヲ以テ彼ノ教儀ノ一部ニ加ヘシムルコトヲ得可シ是レ基督教ヲシテ我國體ニ化セシムルノ方法ハ公認制ヲ措テ又何チカアルヤ何チカ公認制ハ善ク我國固有ノ宗教ヲ保護スト云フカ曰ク我國固有ノ宗教ハ佛教ナリ蓋シ佛教各宗ハ皆師弟本山末寺ノ關係ヲ以テ組織セラレタルモノニシテ上令下服ノ權力ヲ除キ去ルトキハ一

日モ存スルコト能ハズ而シテ佛教各宗ニ上令下服ノ權力ヲ與ヘ固有ノ宗法ヲ維持セシメント欲セバ公認制ヲラシメザル可カラズ若シ之ヲ公認制ヲラシメズシテ放任制ヲラシメ所謂民法第三十四條內務省令第四十一號及內務大臣告諭ノ規定ニヨルノ外特別制度ヲ設ケズンバ彼ノ米國新教各派ノ教會ノ如ク安心ノ裁斷權モナク本末ノ關係モナク僧侶信徒ノ階級モナキ集合體トナリテ千數百年ノ久キ公認制ニヨリテ保護セラレタルノ佛教各宗ハ忽チ瓦解土崩ニ歸ス可シ是レ公認制ニアラザレバ佛教ヲ保護スルコト能ハザル所以ナリ何チカ公認制ハ宗教ノ品位ヲ高ムト云フカ曰ク是レ喋々言論ヲ費スヲ要セズ凡ソ歐洲各國公認制ノ宗教ト非公認制ノ宗教トハ其品位孰レカ高キヤ孰レカ卑キヤ事實ヲ一見スレバ直チニ以テ是非ヲ辨ズルニ足ラン況ンヤ我國ノ諸宗教ノ如キ政府一旦之ヲ放任制トスルニ及ンデハ淫祠妖教愚俗ヲ惑ハスモノ陸續勃興シテ世道人心ヲ害スル

ヤ鮮キニアラザル可シ是レ亦公認制ノ必要アル所以ナリ何ナカ公認制ハ
 政教ノ混同ヲ避クト云フカ曰ク公認制已ニ信教自由ノ大義ト並立シテ相
 悖ルモノニアラズ乃チ公認制ヲ建設シタリトモ國家ハ決シテ政權ヲ以テ
 人民良心ノ信仰ニ干涉スルモノニアラズ唯宗教ノ寺院及教會ニ對シテ一
 定ノ保護ヲ與フルニ過ギザルノミ蓋シ宗教ノ信仰ハ無形ニシテ内部ナル
 モノ寺院及教會ハ有形ニシテ外部ナルモノ今ヤ國家ガ一定ノ保護ヲ與ヘ
 一定ノ干涉ヲナスベキモノハ有形ニシテ外部ナルモノ無形ニシテ内部ナ
 ルモノニアラザルナリ故ニ國家ハ公認制ヲ建設スト雖ドモ政教分離ノ旨
 義ハ自ラ其中ニ行ハレ毫モ政教ヲ混同スルノ憂アルコトナシ何ナカ公認
 制ハ國家ノ正義ヲ明ニスト云フカ曰ク國家ハ人類社會ノ至高權ヲ有シテ
 生殺與奪ヲ自在ニ行ヒ得ルモノナリ故ニ國家ハ他ノ國家トノ交渉ニアラ
 ザル以上ハ其立法權ヲ審判セラルベキモノニアラズ然レドモ理由ナク

シテ生殺與奪スルニ至リテハ決シテ正義タルコトヲ得ズ顧フニ我國佛教
 各宗ハ千數百年來皇室及幕府侯伯ノ保護ニヨリ許多ノ寺領ヲ寄附セラ
 レ其久シキニ及ンデハ已ニ寺院ノ資産トナリテ收入ノ源ヲナセリ然ルニ
 維新ノ時一ノ理由ナクシテ之ヲ沒取セリ乃チ國家ニシテ正義ヲ重ンズレ
 バ之ニ代フモノヲ與ヘザル可カラズ猶ホ露國及他ノ各國ハ宗教寺院ノ資
 産ヲ沒取シタル時ニ一定ノ保護ヲ與ヘタルガ如シ若シ國家ハ寺院ノ資産
 ナ一旦沒取シタリトモ交換物ヲ與フ可キノ義務ナシト云ハゞ何ンゾ華士
 族ニ祿券ヲ與ヘタルヤ然ラバ政府ガ佛教各宗ノ寺領ヲ理由ナクシテ沒取
 シタルハ今日公認制ニヨリテ一定ノ保護ヲ與ヘザル可ラズ何ナカ公認制
 ハ宗教ノ激争ヲ避クト云フカ曰ク國內ノ諸宗教ヲ放任シタルノ結果ハ即
 チ是レ諸宗教ヲ競争ノ渦中ニ投入スルモノナリ今日世運ノ進歩ハ宗教ノ
 軋轢ニ由リテ鮮血ヲ流スガ如キハ萬ニ之ナカルベシト雖ドモ宗教ハ元來

人心ノ源泉ニシテ道德ノ由リテ出ル所ナレバ國家ガ宗教ヲ競争ノ渦中ニ投入シタルノ結果ハ必ズ一國人心ノ乖亂分離ヲ招キテ精神上ノ統一ヲ失フニ至ランコトハ論ヲ待タズ而シテ一タビ公認制ヲ建設スル以上ハ此競争軋轢ノ弊ハ自ラ止ム可シ是レ公認制ハ宗教ノ激争ヲ避クト云フ所以ナリ何ナカ公認制ハ法治國ノ名實ニ副フト云フカ曰ク我國今日百般制度盡ク備ハレリ之ヲ一言スレバ我國ハ已ニ法治國ナリ而シテ獨リ宗教ノミ一定ノ制度アルコトナシ是レ法治國ニ於ケルノ一大缺典ニアラズヤ或ハ思フ政府ニシテ一旦宗教制度ヲ建設スルニ至レバ當サニ交際各國ノ容喙ニ堪ヘザル可シト安ソシ知ラシ我政府ニシテ一旦歐洲各國ノ宗教制度ヲ斟酌シテ公認制ヲ建設スルニ及ンデハ各國ハ必ズ我國ノ爲ス所ヲ悦ブベシ何トナレバ公認制ハ文明ノ良制ナレバナリ何ナカ公認制ハ文明各國ノ良制ナリト云フカ曰ク歐洲各國ノ宗教制度ハ其ノ憲法ノ重要ナル一部ヲナ

セリ而シテ各國其制ヲ異ニス就中露國ノ如キハ猶ホ中世國教ノ遺風ヲ存スト雖ドモ之ヲ通觀スレバ亦殆ド一種ノ公認制タルガ如キノ觀ヲナセリ然ラバ公認制ヲ我國ニ實施スルノ利害如何ハ之ヲ歐洲各國現行ノ制度ニ徴シテ之ヲ判斷スルニ難カラズ況ンヤ我國奈良王朝ノ時代ヨリ維新ノ初迄ハ皆公認制ナリ公認制豈新奇ノ物ナランヤ某等ハ以上十個ノ理由ニヨリ公認制ハ今日我國ニ於テ國家宗教共ニ百利アリテ一害ナキヲ確信ス況ンヤ我國宗教制度ヲ今日ノ如ク不問ニ附スルニ於テ他日恐ル可キノ結果ヲ生ズルノ事實明瞭ナルニ於テナヤ是ヲ以テ我政府ハ一日モ速ニ宗教制度ノ調査ヲ爲シ之ヲ内ニシテハ我國千有餘年政教關係ノ歴史ニ參シ之ヲ外ニシテハ歐洲今代ノ宗教制度ヲ斟酌折衷シテ最モ至當ノ制ヲ建設セラレンコトハ是レ某等獨リ宗教ノ爲メニ切望スル所ナルノミナラズ尤モ深ク國家ノ爲メニ切望スル所ナリ若シ夫レ國家ト宗教トノ權利義務及ビ制

度施設ノ方法保護ノ程度等ハ他日更ニ詳陳スル所アルベシ

明治三十二年十月一日

岡本柳之助

附錄終

十個理由略解

第一 公認制ハ信教自由ノ精神ト相悖ラズ

今日我邦ニ於テ宗教制度ヲ制定スルニ方リ。先ヅ何ヨリ注意スベキハ。帝國憲法第二十八條ノ「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ゲズ。及臣民タルノ義務ニ背カザル限ニ於テ。信教ノ自由ヲ有ス。」ト云フ明文是レナリ。若シ宗教制度ヲ制定シテ此明文ト相容レザルガ如キコトアラバ。是レ即チ憲法違反ノ制度ナリ。決シテ成立スルコト能ハザルベシ。若シ強ヒテ之ヲ成立セシメント欲セバ。憲法ヲ改正セザル可ラズ。而シテ憲法ノ改正ハ實ニ容易ナラヌコトナリ。憲法發布ノ御詔勅ニ「將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラバ。朕及朕ガ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ。之ヲ議會ニ付シ。議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依

リ。之ヲ議決スルノ外。朕ガ子孫及臣民ハ敢テ之ガ紛更ヲ試ミルコトヲ得ザルベシ。』ト宣フタルヲ以テシテモ。憲法改正ト云フコトノ非常ナルヲ知ル可キナリ。

然ルニ吾輩熟シ此第二十八條ノ明文ヲ看テソノ精神ヲ窺フニ。帝國臣民信教上ノ自由ハ。決シテ無制限ニアラズ。即チ安寧秩序ヲ妨グズ。及臣民タルノ義務ニ背カザル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ストアレバ。一ニハ安寧秩序ノ妨害。二ニハ臣民義務ノ背反ト云フコトハ。實ニ帝國臣民ガ信教ノ自由ヲ制限スベキノ條件タルコトハ明白ナリ。扱テ安寧秩序ト云フコトハ意義明白ナレドモ臣民義務ノ背反ニ至リテハ何ヲ指シテ之ヲ言フヤ。憲法ノ明文ニ見エタルノ臣民義務ハ。僅カニ納稅義務ト兵役義務ノ二者ニ外ナラザレドモ。茲ニ言フ臣民ノ義務ナルモノハ。天皇及皇祖皇宗ニ對シ奉ルノ尊敬忠順ヲ指シテ之ヲ言フコトハ尤モ明白ナリ。然ラ

バ我邦ニ於ケル現在及將來ノ宗教ハ。佛教ニアレ。耶穌教ニアレ。又其他ノ宗教ニアレ。此義務ハ決シテ免ガレヌモノト知ラザル可ラズ。而シテ各宗教ガ此帝國臣民ノ義務ニ背反スルコトハ。固ヨリ教理ニモ儀式ニモ關ハルモノナリ。

然ラバ以上ノ制限内ニ於ケル帝國臣民ガ信教ノ自由トハ何如ナルモノナルヤト問フニ。即チ各自ノ意志ニ從ツテ己ガ信仰スベキ宗教ヲ撰擇スルノ自由ヲ言フナリ。故ニ若シ國家ニシテ人民各個ガソノ意志ニ從ツテ宗教ヲ撰擇スルノ自由ヲ阻礙スルノ法律ヲ設ケタラバ。夫レコソ憲法違反ノ宗教制度ト云フベケレドモ。然ラザル限りハ信教自由ヲ阻礙スルノ宗教制度ニアラザルナリ。

今マ夫レ公認教制度ナル者ハ。帝國ニ弘通シテ人民ノ歸依ヲ得。文明ノ進歩ヲ阻害セズ。善良ナル臣民ヲ養成シテ道德風教ヲ善美ニスベキノ宗

●四
教ハ。如何ナル宗教ニアレ。之ニソノ寺院及教會ヲ成立維持シテ十分信徒ヲ教化スルニ足ルベキノ特權ト保護トヲ國家ヨリ與フルノ制度ナレバ。何ノ點ヨリシテ見ルモ憲法違反ノ制度トハ言ハレザルナリ。ソレモ神道ハ公認教トスルモ佛教ハ公認教トセズ。佛教ハ公認教トスルモ耶蘇教ハ公認教トセズト初メヨリ極メタランニハ。即チ是レ一ノ宗教ヲ保護シ他ノ宗教ヲ排斥スルノ道理ニシテ。憲法第二十八條ノ精神ト抵觸スルモノアルベケレドモ。元來各宗教ヲ偏頗ナク待遇スルガ公認教ノ主意ナレバ。決シテ臣民宗教ヲ撰擇スルノ自由ヲ阻礙スベキ點ナシ。是レ歐洲各國ガ一方ニハ信教ノ自由ヲ大切ニシテ。一方ニハ此公認教ノ制度ヲ實施シツ、アル所以ナリ。
然ラバ凡ソ日本ニ現存スルノ宗教ハ何如ナル宗教モ。之ヲ公認教トシテ特權ト保護トヲ與フベキヤト言フニ。一應ハ勿論然リト答フベシト雖ド

モ。第一臣民ノ義務ニ背反スルノ教理ト儀式トヲ有スルノ宗教ハ。上ニ論ズルガ如ク國家ハ憲法ノ明文ニヨリテ徒ニ之ヲ公認教トセザルノミナフズ。場合ニヨリテハ非公認教トシテ之ガ解散ヲ命ゼザルベカラズ。第二極メテ少數ナル信徒ヲ有スルノ宗教。若シクハ弘通日淺キノ宗教ハ。縱令教理及儀式ニ於テハ。帝國臣民タルノ義務ニ背反セザルモ。是レハ法律施行上ノ規定ニテ。開教以來幾年ヲ經過シタルモノ。信徒ノ數若干以上ヲ有スルモノトノ制限アルベキナリ。

●五 第二 公認制ハ我國ニ於テ歴史上ノ根據ヲ有ス

凡ソ一國ノ制度法律ヲ制定スルニハ。此制度法律ヲ制定スルニ必要ナル境遇事情ノ存在。及此制度法律ト關聯スル民情慣例等。凡ソ其國歴史上ノ發達ニ顧ミルヲ要ス。然ラザレハ如何ナル良法美制ト雖ドモ。實際ニ行ハレズシテ死法タルコトヲ免レザルベシ。然ラバ帝國憲法發布ノ御詔

勅ニモ。『朕ガ親愛スル所ノ臣民ハ。即チ朕ガ祖宗ノ惠撫慈養シ玉ヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ。其康福ヲ増進シ。其懿徳良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ。』云々トアルハ。是レ蓋シ斯カル歴史ヲ有スルノ臣民ナルガ故ニ。斯カル憲法ヲ設クルニ適シ。又斯カル憲法ヲ設クルノ必要アルベシト宣ハセ玉フタルモノナリ。

聞道ヲク大勳位伊藤侯ガ前年憲法取調ノ爲メニ歐洲ニ赴クヤ。獨逸ノ碩學グナイストニ面會シテ曰ク。此度日本ニ於テ憲法ヲ制定スルニ就テ。僕ハ取調ノ爲メ歐洲ニ來レリ。願クハ君歐洲各國憲法ノ要領ヲ講義シテ僕ニ聽カシメヨグナイスト愕然トシテ答ヘテ曰ク。異ナル哉侯ノ請ヤ。憲法ハ生長セシムベキモノニシテ。移植スベキモノニアラザルナリ。貴國若シ憲法ヲ制定セント欲セバ。貴國ノ歴史上ニ存在スル憲法ノ要素。及現今憲法ヲ必要トスルノ境遇事情ヲ先ヅ僕ニ明示セヨ。ソノ上ニテ御

相談仕ラシ。若シ日本ノ歴史ニ憲法ノ要素タルモノ存在セズ。又今憲法ヲ必要トスルノ事情存在セズシテ。徒ニ歐洲各國ニ倣ヒ憲法ヲ制定セバ。是レ歐洲ノ憲法ヲ貴國ニ移植スルモノニアラズヤト。吾輩ハグナイストノ論ヲ以テ知言ト許ササルヲ得ザルナリ。

然ラバ今ヤ公認制度ヲ制定スルモ亦タ然リ。公認制度ノ要素ニシテ我邦ノ歴史上ニ存在セズ。又之ガ制定ヲ必要トスルノ事情ニシテ今日ニ存在セズンバ。吾輩ハ敢テ之ヲ唱ヘザルベシ。然ルニ公認教ナル名稱ヨソ。佛蘭西ノ (Religion-Reconnuce) ナ反譯シタルモノニシテ新奇ナルガ如クナレドモ。抑々公認教制度ノ實體即チ要素ニ至リテハ。彼レ歐洲ヨリモ却テ早ク我邦ニ存在スルモノナリ。即チ王朝時代ノ宗教制度モ。徳川時代ノ宗教制度モ。皆是レ公認制度ノ一種ナリ。語ヲ換ヘテ之ヲ言ヘバ。我邦從來ノ佛教各宗ハ。皆公認制度ノ下ニ發達シ來リタルモノナリ。而シテ今日

更ニ公認制度ノ建設ヲ唱フルノ必要アルモノハ。從來ノ制度ハ已ニ破壊セラレ。國家ガ舊宗教ヲ保護スルノ上ニモ。又新宗教ヲ制裁スルノ上ニモ。愈々此制ヲ建設セザルベカラザルモノアレバナリ。即チ帝國憲法ノ制定ト殆ンド同様ナル必要アレバナリ。吾輩ガ今日暮々トシテ公認制度ノ建設ヲ唱フレバ。歐洲ニ倣ヒ新奇ヲ好ミテ。然ルニアラザルカト思フモノアラランモ知ルベカラズト雖ドモ。吾輩ハ我邦固有ノ制度ヲ必要ニ應ジテ發達スルモノニシテ。彼レゲナイストガ嘲ルガ如ク。外國ノ制ヲ採リテ之ヲ我邦ニ移植スルモノニアラザルナリ。

第三 公認制ハ外教ヲシテ我國體ノ下ニ服從セシム

此外教トハ現今ニ於テハ耶穌教各派ヲ指シテ之ヲ言フナリ。抑々耶穌教徒ガ勅語捧讀式ニ敬禮ヲ缺キ。又ハ我 祖宗及 皇室ニ對シ奉リテ他ノ教徒ト同一ナル尊敬及忠順ノ心ヲ有スルモノナルヤ否ヤハ。已ニ前年以

來ヨリ教育宗教ノ衝突トシテ。世上ノ一問題タル所ナリ。然レドモ吾輩ノ所見ヲ以テスレバ。將來耶穌教各派ト我ガ國體ト衝突スルノ點ハ。猶ホ是レニ止マラザルベキナリ。耶穌教各派中ニテモ羅馬舊教ノ如キハ法皇ヲ頭ニ戴キ。法皇ハ大使ヲ歐洲各國ニ派遣シ。各國國家ノ禮典ニ關シテ法皇ノ代理者若シクハ大使出席スルコトアレバ。各國政府之ヲ禮遇スルコト殆ンド一上國ニ異チラズ。我邦ノ如キハ本來耶穌教國ニアラザレバ。歐洲各國ト同一ノ態度ニ出ツルコトハ。萬々之レナカルベキ道理ナレ共。列國交際ノ今日ニ在リテハ。各國普通ノ慣例ハ一概ニ之ヲ排斥スベキニアラズ。而シテ將來耶穌教ガ我邦ニ蔓延スルニ從ツテ羅馬法皇トノ交渉。又ハ英國女皇ヲ頭ニ戴ク英國教會。或ハ露國皇帝ヲ頭ニ戴ク希臘教會トノ交渉ハ。起ルコトナシト斷言スベカラズ。是等ニ對スルノ準備トシテ之ヲ言フモ。亦太宗

教制度ヲ速ニ制定スルノ必要アルナリ。
露國其他ニ於テ羅馬舊教ガ公許セラレ又ハ保護ヲ受クル所ニハ。往々之
ヲシテ皇帝及國家ニ忠愛ナルヲ宣誓セシムルノ例アリ。斯ク宣誓シタル
上ハ。卽チ是レソノ國體ノ下ニ服従スルモノナリ。然レドモ此ノ如キハ
公認制度ニアラザレバ斷シテ能ハズ。若シ我邦ニシテ今後永ク耶穌教各
派ヲ放任センカ。耶穌教各派ハ益々我ガ國體ト衝突スルノ方針ヲ執ルベ
シ。而シテ其忍ブベカラザルノ極度ニ至リ。所謂帝國憲法ノ第三十八條
臣民義務背反ノ明文ヲ以テ。之ヲ禁止シ。又ハ之ヲ解散センカ。是レ容
易ナラザル宗教上ノ問題ヲ惹キ起シテ。終ニハ外交ニモ影響スルニ至ラ
シコトハ言ヲ待タザルナリ。此ノ如キハ豈ニ我邦將來ノ不幸ト云ハザル
ベケンヤ。然ラバ迎外教ガ此ニ至ルモ猶ホ之ヲ默視シテ不問ニ附スルガ
如キコトアラバ。是レ憲法ハ行ハレザルナリ。

故ニ耶穌教各派ヲシテ我 祖宗ヲ尊敬シ。我 皇室ニ忠愛ナルノ宣誓ヲ
發セシメ。又ハ之ヲ以テ彼等教會ノ一儀式ニ加ヘシメテ以テ將來國體宗
教ノ不和ヲ防グモノハ。公認制度ノ制定ニ如クハナシ。耶穌教各派ニシ
テ已ニ我邦ノ公認ヲ得ル以上ハ。一方ニ於テ或ル保護ヲ得ルト同時ニ。
他ノ一方ニ於テハ國體ノ下ニ服従セザルヲ得ザルナリ。
或ハ言ハシ。此ノ如クナレバ耶穌教各派ハ公認教タルヲ欲セザルベシ
ト。殊ニ知ラズ。凡ソ一國ニ於テ公認制度ヲ建設スル以上ハ。公認ヲ得
ルノ宗教ハ勢力ヲ得テ。公認ヲ得ザルノ宗教ハ勢力ヲ失フハ。蓋シ自然
ノ數ナリ。蓋シ耶穌教各派ハ歐洲各國ニ於テ大抵公認制度ノ下ニアラザ
ルハナシ。然ラバ我邦ニ於テ公認ヲ得ルハ彼等ノ熱望スル所ニシテ。彼
等ハソノ教理ノ本體ヲ失ハザル以上ハ。亦タ必ズ我國體ノ下ニ服従スベ
キナリ。

第四 公認制ハ我國固有ノ宗教ヲ保護ス

我國固有ノ宗教トハ佛教神道ノ各宗派ヲ指シテ之ヲ言フナリ。公認制度ガ此佛教神道ノ各宗派ヲ保護スベキノ制度ナルコトハ。之ニ公法上ノ權能ヲ與ヘ。又ハ之ニ有形上ノ資助ヲ與フルヲ以テナリ。試ニ見ヨ。全國ノ諸學校又ハ諸會社ニシテ政府ノ保護アルモノハ。能ク成立スルノ結果アルコト論ヲ待タザルナリ。

殊ニ佛教各宗ノ如キハ。王朝時代及徳川時代ノ公認制度ノ下ニ生長シ發達シタルモノニシテ。其ノ本末ノ關係ト云ヒ。其ノ宗制ノ組織ト云ヒ。其ノ寺院ノ維持法ト云ヒ。皆是レ公認制度ニアラザレバ成立スルコト能ハザルノ性質ニ拵ラレタルモノナリ。故ニ一朝公認制度ヲ全廢シテ。之ニ代フルニ放任制度ヲ以テスルトキハ。佛教各宗ハ漸次衰滅スルノ外ナキナリ。或ハ言ハシ我邦各宗ガ國家ノ保護ヲ離レテハ。恰モ魚ノ水ヲ離

ル、ガ如ク復タ生存スル能ハズトハ。各宗僧侶ノ無精神無氣力モ甚キニアラズヤ。彼レ耶穌教ノ如キハ。國家ノ保護ナクトモ成立スルニアラズヤト。殊ニ知ラズ歐洲各國ノ宗教ハ。殆ンド一トシテ國家保護ノ下ニ在ラザルハナシ。若シ彼等ヲシテ國家ノ保護ヲ離レシメバ。決シテ今日ノ如ク成立スルコト能ハザルベシ。我邦佛教ノ如キハ維新以來國家ノ保護ヲ離レタル割合ニハ。能ク成立シタルモノナリト云フベキナリ。要スルニ公認制度ガ我國固有ノ宗教。即チ佛教各宗ヲ保護スルコトハ明白ナリ。獨リ國家ガ宗教ヲ保護スルノ一條ニ至リテハ何如ナル理由アルヤ。之ヲ説明セザル可ラズ。

世ノ論者或ハ云ハク。古來我邦ノ宗教制度ノ如何ト歐洲各國現行制度ノ如何トヲ問ハズ。國家學上ノ理論ヨリシテ之ヲ言フトキハ。宗教ノ如キハ國家ノ保護ヲ必要トスル性質ノモノニアラズト。抑々知ラズ此種ノ論

者ハ何ヲ以テ國家ノ保護ト非保護トヲ分界斷定スルノ標準トスルヤ。蓋シ國家ノ目的ハ人民ノ幸福ヲ増進シ。ソノ發達ヲ圖ランガ爲メニ。公共ノ治安秩序ヲ保全スルニ在リ。而シテ此目的ヲ達スルガ爲メニハ。國家ハ人民各自ノ力ノ及フ所ト及バザル所トヲ認メテ公私ノ範圍ヲ定メ。人民各自ノ力ニテ目的ヲ達スベキモノハ。之ヲ私ノ範圍ニ屬スルモノトシテ人民ノ自由ニ放任シ。人民各自ノ力ニテ目的ヲ達スベカラザルモノハ。之ヲ公ノ範圍ニ屬スルモノトシテ之ニ干涉シ之ヲ保護スルモノナリ。此道理ヨリシテ見ルトキハ。宗教ハ私ノ範圍ニ屬スルモノトシテ人民各自ノ力ニ放任スベキモノナルカ。將タ公ノ範圍ニ屬スルモノトシテ國家ノ保護ヲ受クベキモノナルカ。先ヅ此問題ヨリ解釋セザル可ラザルナリ。抑々宗教ニ體。相。用アリ。宗教ノ體ナルモノハ所謂信仰ニシテ。人民各自ノ無形ナル精神ニ存シ。國家之ニ干涉セント欲スルモ得ベカラズ。

又之ヲ保護セント欲スルモ得ベカラズ。是レ撰擇自由ノ許サミル可ラザル所ナリ。然レドモ宗教ノ相。用トニ至リテハ。國民道德ノ源泉タリ。國民統一ノ精神タリ。從ツテ國家成立ノ要素タルノ作用アリ。故ニ又タ或ル宗教ハ國家ノ安寧秩序ヲ妨ゲ。臣民タルノ義務ニ背反スルノ害惡作用アリ。而シテ宗教ヲ人民各自ニ放任シテ之ヲ私ノ範圍ニ屬スルト之ヲ國家ガ保護シテ公ノ範圍ニ屬スルトハ。何ツレカ善ク宗教ヲシテ國民道德ノ源泉タラシムルヲ得ベキカ。何ツレカ善ク國民統一ノ精神タラシムルヲ得ベキカ。何ツレカ善ク國家成立ノ要素タラシムルヲ得ベキヤ。世ノ論者夫レ之ヲ熟思スルヤ否ヤ。

世界ノ大勢文明ノ進歩ニ從ツテ。昔ハ之ヲ人民各自ニ放任シタルモノモ。今ハ之ニ國家ノ保護ヲ與フルモノ尠カラズ。普通教育ノ如キモ亦其一例ニシテ。徳川時代ノ寺子屋ナルモノハ即チ人民各自ニ放任シタルモ

ノナリ。然レドモ今日ハ之ヲ改メテ公共制度トナシタリ。我邦國民一般ノ智識ガ。維新以來僅ニ三十餘年ヲ經過セザルニ。駭々トシテ大ニ進歩シ。歐米各國ニ比シテ殆ンド敢テ讓ラザルモノハ。即チ放任制度ヲ一變シテ公共制度トナシタルノ結果タルコト。論者ト雖ドモ夫レ亦メ之ヲ知ラシ。而シテ今日ノ宗教家ガ國民一般ノ進歩ト共ニ。該博ナル學問ヲ要シ。中等社會トシテ生活スベキ品位ヲ要シ。壯麗ナル寺院ヲ要シ。十分ナル布教ヲ要スベキハ。恐ラクハ徳川時代ノ比ニアラザルベシ。然レドモ此ノ如キハ。今日到底人民各自ノ力ノミニ放任シテ。目的ヲ達スベキニアラザレバ。國家ハ斷然公認制度ヲ立テ、之ヲ保護セザル可ラズ。

第五 公認制ハ宗教ノ品位ヲ高ム

凡ソ宗教ガ其ノ品位ヲ高メテ文明ヲ進ズ。國民ヲ感化スルコトヲ得ル所以シノモノト。其ノ品位ヲ墮シテ鄙猥ニ流シ。風俗ヲ壞亂スル所以ノモノ

トハ。一ニ宗教家ガ營利的觀念ノ有無厚薄ニヨリテ判ル、ナリ。蓋シ宗教ノ高尚純潔ナル所以シハ。全ク宗教家ガ營利的觀念ヲ離ル、ニ在リ。若シ宗教家ニシテ營利的觀念ヲ有スルトキハ。種々ノ手段ニ托シテ多數ノ人心ヲ籠絡シ。勸善懲惡。轉迷開悟ノ實効ナキ而已ナラズ。鄙猥ニ流レ。詐術ニ陥リ。智識ノ光明ニ反對シ。妄信ノ程度ヲ増加シ。愚ナシテ益々愚ナラシメ。迷ナシテ愈々迷ナラシムルコト素ヨリ論ヲ俟タザルナリ。若シ斯カル宗教ニシテ不幸ニモ勢力ヲ有シ。國民ノ多數ヲ其ノ教徒ニ引キ入ル、ガ如キコトアラバ。則チ是レ宗教ハ國家ノ敵。文明ノ敵。教育ノ敵。智識ノ敵ナリト斷言セザルヲ得ズ。奈何ソソノノ道德ノ源泉タリ。國民統一ノ精神タリ。國家成立ノ要素タルコトヲ望マンヤ。然レドモ國家ガ宗教ヲ放任シ。之ヲ保護制裁セザルノ結果ハ。營利的觀

念ヲ有スル多數ノ宗教家ヲ發生スルニ至ルベキハ。亦タ自然ノ勢ニシテ
理ノ觀易キモノナリ。然ラバ米國ノモルモン宗ノ如キハ所謂文明ノ識者
ガ學ゲテ之ヲ非スル所ナレドモ。米國ノ如キ放任制度ヲ主義トスルノ國
ニ在リテハ之ヲ奈何ントモスル能ハズ。又タ清國ノ如キモ宗教ニ於テ
ハ。放任主義ノ國ナルガ故ニ。天理教ノ如キ。白蓮教ノ如キ。愚民ヲ誑
誘シ。禍亂ヲ煽動スルノ宗教民間ニ蔓延シテ。動モスレバ良民ヲ害シ平
和ヲ破リ。政府ノ苦慮ハ恆ニ斷エザルナリ。

我邦維新以來民間宗教界ノ種々ナル現象ハ。政事家ハ之ヲ雲煙過眼ニ附
シ去ランモ知ルベカラズト雖ドモ。實ニ驚ク可キノ變化ヲ生ジタリ。姑
ク一例ヲ舉ゲテ之ヲ云ヘバ。天理教會ノ如キモノニシテ是レ僅ニ維新後
宗教放任ノ結果トシテ發生シタルノ現象ナレドモ。今日ニ至リテハ全國
百有餘萬ノ信徒。千有餘箇所ノ教會ヲ有シ。我邦宗教界ニ於テ有力ナル

位置ヲ占メタリ。此ノ宗教ハ神道本局ノ直轄ニ屬スト雖ドモ。古典ニ基
ク普通ノ神道ニモアラズ。佛教ノ一派ニモアラズ。又タ外教ノ一派ニモ
アラズシテ全然タル一新宗教ナリ。而カモ其ノ信徒ノ熱心ナル。其ノ團
體ノ鞏固ナル。其ノ儀式ノ異様ナル尋常ナラザルモノアリ。此ノ宗教ガ
果シテ世人ガ攻撃スルガ如ク。社會ヲ害スルモノナルヤ否ヤハ審査ノ上
ニアラザレバ輕率ニハ斷言ナシ難シト雖ドモ。ソノ品位ノ未ダ高尚ナ
ラザルモノアルハ蓋シ亦タ爭フベカラザルノ事實ナラン。而シテ其ノ品
位ノ高尚ナラザルモノアルハ何ニ原因スルヤ。之ヲ一考スレバ自ラ明瞭
ナラン。然レドモ是レ獨リ天理教會ノミニアラズ。黒住教會。金光教會。
丸山教會。蓮門教會等ノ如キモ。或ハ亦タ類ヲ同クシテ觀ル可キ歟。
要スルニ宗教ニシテ國家ノ保護ト制裁トヲ離レ。營利的ノ觀念之ニ投ズ
ルトキハ。如何ナル宗教モ其ノ品位ヲ失ハザルヲ得ズ。然ラバ佛教各宗

トテモ。又々神道各派トテモ。今後愈々之ヲ放任ニ附スルニ及ンデハ。亦々豈ニ以上諸教會ト同類ニ陷ラザルヲ得ンヤ。是レ宗教ガ本來ノ性質ヨリシテ。國家ノ保護ト制裁トヲ必要トスル所以ノミ。

第六 公認制ハ政教ノ混同ヲ避ク

政教ノ混同トハ政治ヲ以テ宗教ニ干涉シ。宗教ヲ以テ政治ニ干涉シ。國家宗教ガ各自守ルベキノ限界ヲ破リテ。互ニ相踰越スルヲ云フナリ。故ニ制度ノ上ニ就テ之ヲ云フトキハ。國教制度是レソミ。蓋シ國教制度ノ今日ニ行フベカラザル所以シハ。信教自由ノ原則ト相容レザルニアリ。故ニ國教制度ヲ今日ニ實施スレバ。政教ヲ混同スルハ勿論ノ義ナレドモ。公認制度ヲ實施シタリトモ。決シテ政教混同ノ恐レアルコトナシ。是レ公認制度ハ政教ノ混同ヲ避クノ一條アル所以ナリ。然ル所以ノモノハ何ソヤ。蓋シ公認制度ハ宗教ヲ保護制裁スルノ制度

タルニ相違ナキモ。第一各宗教ヲ偏頗ナク待遇シ。第二信教自由ト並ビ行ハレテ相悖ラズ。第二公認シタル各宗教ニ自治ヲ與フルヲ以テ精神トス。是レソノ政教ノ混同ヲ避クト云フ所以ナリ。

然レドモ世ノ滔々者流。動モスレバ事理ノ中正ヲ辨ヘズシテ。極端ニ馳スルノ偏見ヲ持シ。政教ノ混同ニ偏セズンバ。之ガ反對ニ出デ、政教ノ分離ニ偏シ。政教關係ニ就テ不即不離ノ中道實義ヲ看取スルモノハ誠ニ少シ。是レ誠ニ慨歎ノ至リナリ。伊藤侯ノ如キハ現時我邦第一流ノ政事家トシテ。ソノ言議ハ世人ガ頗ル信ヲ措ク所ナレドモ。政教分離ニ關スルノ意見ヲ。其著憲法義解ニ左ノ如ク開陳シタリ。

中古西歐宗教ノ盛ナル。之ヲ内外ノ政事ニ混用シ。以テ流血ノ禍ヲ致シ。而シテ東方諸國ハ又嚴法峻刑ヲ以テ。之ヲ防禁セント試ミタリシニ。四百年來信教自由ノ說始メテ萌芽ヲ發シ。以テ佛國ノ革命。北米

●三三
ノ獨立ニ至リ。公然ノ宣告ヲ得。漸次ニ各國ノ是認スル所トナリ。現
在各國政府ハ或ハ其ノ國教ヲ存シ。或ハ社會ノ組織又ハ教育ニ於テ。
仍一派ノ宗教ニ偏袒スルニ拘ラズ。法律上一般ニ各人ニ對シ。信教ノ
自由ヲ予ヘザルハアラズ。而シテ異宗ノ人ヲ戮辱シ。或ハ公權私權ノ
享受ニ向テ差別ヲ設クルノ陋習ハ。既ニ史乘過去ノ事トシテ。獨逸各
邦ニ於
テハ千八百四十八年マデ。仍舊
太教徒ニ政權ヲ予ヘザリシ。復其ノ跡ヲ留メザルニ至レリ。此レ乃チ信教
ノ自由ハ之ヲ近世文明ノ一大美果トシテ見ルコトヲ得ベク。而シテ人
類ノ尤モ至貴至重ナル本心ノ自由ト正理ノ伸長ハ。數百年間沈淪茫昧
ノ境界ヲ經過シテ。纔ニ光輝ヲ發揚スルノ今日ニ達シタリ。蓋シ本心
ノ自由ハ人ノ内部ニ存スル者ニシテ。固ヨリ國法ノ干涉スル區域ノ外
ニ在リ。而シテ國教ヲ以テ偏信ヲ強フルハ。尤モ人智自然ノ發達ト學術
競進ノ運歩ヲ障害スル者ニシテ。何レノ國モ政治上ノ威權ヲ用ヒテ。

●三三
以テ教門無形ノ信依ヲ制壓セントスルノ權利ト機能トヲ有セザルベ
シ。本條ハ實ニ維新以來取ル所ノ針路ニ從ヒ。各人無形ノ權利ニ向テ
濶大ノ進路ヲ予ヘタルモノナリ。(帝國憲法第二十八條ノ註解)
歐洲ノ一碩學嘗テ曰ク。凡ソ意見議論ノ反對スルハ。甲乙論者一個ノ事
實ニ就テ。甲ハ之ヲ肯定シ。乙ハ之ヲ否定スルヨリ起ルヨリモ。寧ロ二
個ノ事實ニ就テ。一ヲ重視シ他ヲ輕視又ハ無視スルノ相違ヨリ起ルモノ
多シトスト。信ナル言ヤ。吾輩ガ憲法義解著者以上ノ解說ニ對シテ。所
見ヲ異ニスルモノハ三點アリ。乞フ逐次ニ之ヲ陳明セン。
第一憲法義解ノ著者ハ。中古歐洲ニ於テ宗教ガ政治ト混同シタルノ弊害
ヲ以テ。獨リ信教ノ自由ヲ束縛シタルニ在リトシ。又政教分離ノ目的ハ專
ラ信教ノ自由ヲ得ルニアリシガ如ク斷案シ去ルモ。恐ラクハ是レ一ヲ知
リテ二ヲ知ラザルナリ。抑々又タ輕視スベキヲ重視シ。重視スベキモノ

●二四

ヲ輕視又ハ無視スル者ニアラザル歟。蓋シ中古歐洲ニ於テ政教混同ノ害ハ。宗教權ヲ以テ國家權ヲ抑壓シタルヨリ最大ナルハナク。政教分離ノ目的トスル所モ。亦タ國家權ヲシテ宗教權ノ抑壓ヲ離レシメタルヨリ最大ナルハナシ。何トナレバ中古歐洲羅馬法皇ガ主張スル所ハ。耶穌教會ハ上帝ノ創設スル所ニシテ。世界萬事ニ於テ上帝ト人類トノ關係ヲ媒介スルモノナレバ。即チ是レ絶對最高ノ權力ヲ有シ。國家ノ如キモ固ヨリ之ニ服從セザル可ラズト云フニアレバナリ。羅馬法皇ハ實ニ此ノ主義ヲ以テ千餘年間ノ久キニ互リ。歐洲各國ノ上ニ立チテ之ヲ支配シタリ。是ヲ以テ此ノ主義ノ行ハレタル間ニ在リテ。歐洲各國ノ國家ナルモノハ。殆ンド事々教會ノ干涉ヲ受ケ。決シテ獨立不羈ノ主權ヲ有シタルモノニアラザリシナリ。此ノ如キ狀態ノ下ニ在ル國家ニシテ。奈何ノ國家本來ノ目的ヲ達ス職分ヲ盡スコトヲ得ンヤ。左レバ中古ノ末。近世ノ初ニ

於ケル歐洲各國ノ君主又ハ宰相ニシテ英明ナルモノハ。國家權ヲ恢復セシガ爲メニ。種々ツ手段ヲ取リテ羅馬法皇ト闘フタリ。即チ彼レドテルガ宗教改革ヲ呼唱シテ。獨逸各邦ノ諸侯之ヲ援ケタルモノモ。亦タ此ノ目的ニ出デタルナリ。要スルニ國家權ノ恢復ハ。政教分離ノ主質目的ナリ。信教ノ自由ハ政教分離ノ附帶目的ナリ。語ヲ易ヘテ之ヲ云ヘバ。國家權ノ恢復ハ本旨ナリ。信教ノ自由ハ口實ナリ。然ルニ憲法義解ノ著者ハ附帶タルモノヲ重視シテ主質タルモノヲ無視ス。吾輩ソノ何ノ謂ヒタルヲ知ラザルナリ。

然ルニ此ノ政教分離ニ關スル見解ノ相違ハ。徒ラニ既往ニ對スル歴史上ノ説明ヲ異ニスルノミニ止ラズシテ。實際施設上ノ斷案ヲ異ニスルニ至ルモノアリ。何トナレバ政教分離ノ目的ヲ以テ信教ノ自由ニアリトスルモノハ。國家ト宗教ノ關係ヲ絶對的ニ打破シ。政教分離ノ目的ヲ以テ國

●二五

家權ノ恢復ニフリトスルモノハ。文明ノ進運ニ伴フベキ國家ト宗教ノ新關係ヲ調理スルニアレバナリ。即チ一ハ分離ヲ以テ目的トシ。一ハ分離ヲ以テ方便トスルノ相違アルコト明カナリ。

第三憲法義解ノ著者ハ。古來我邦ノ宗教制度ニ關スルコトハ。何ントモ之ヲ明言セザレドモ。其ノ東方諸國ハ又嚴法峻刑ヲ以テ之ヲ防禁セント試ミタリト云々スルハ。蓋シ我邦徳川時代耶蘇教ノ禁止制度ヲ指シテ之ヲ言フモノ、如ク。又其ノ本條ハ實ニ維新以來。取ル所ノ針路ニ從ヒト云々スルヲ以テ之ヲ見レド。我邦王朝時代ヨリ徳川時代ニ至ル迄ノ宗教制度ハ。彼レ中古歐洲ノ反對ニ出テ。政權ヲ以テ宗教ヲ抑壓シタルモノト斷案スルニ似タリ。著者ヲシテ實ニ此ノ斷案ヲ有セシメバ。著者ガ我邦古來宗教制度ノ研究ニ心ヲ留ムル。亦タ未ダ到ラザルモノナキニアラザル歟。凡ソ我邦ノ宗教制度ナルモノハ。王朝時代佛教ノ外國ヨリ傳來シ

タルト俱ニ始リテ。之ヲ國教制度。公認制度。放任制度ノ三者ニ分類スレバ。國教制度ニモアラズ。放任制度ニモアラズシテ。公認制度ナリ。抑々獨リ徳川時代ノ耶蘇教ニ對シタルハ。著者ガ言フ如ク嚴法峻刑ヲ以テ之ヲ防禁セント試ミタルニ相違ナキナリ。是レ事實ノ爭ハント欲シテ爭ワ可ラザルモノナリ。然レドモ徳川氏ガ國家ノ生存及治安ヲ保持スルノ目的ニ出テタルコトナリ。著者ノ宏博ナル。早ク既ニ之ヲ知ラシ。然ラバ此ノ事例ヲ彼ニ引證シタルハ。少シク倫ヲ失スルノ感ナキニアラザル歟。

第三憲法義解ノ著者ハ。本條ハ實ニ維新以來取ル所ノ針路ニ從ヒ。各人無形ノ權利ニ向テ濶大ノ進路ヲ與ヘタルモノナリト明言シタリ。本條トハ即チ憲法第三十八條信教自由ノ明文是レナリ。著者ガ失言是レヨリ甚キハナカルベシ。ソレ耶蘇教徒三千七百人ヲ長崎ニ捕縛シ。嚴刑ニ處セ

ント欲シテ。殆ンド外交談判ヲ惹キ起サントシ。神佛二教ヲ合併シテ殆
 ンド政教ヲ混同セントシ。佛教各宗ノ寺領ヲ沒收シテ廢佛毀釋ノ實行ヲ
 試ミントシ。我邦ヲ耶蘇教國タラシメテ文明世界ノ列ニ入ラント欲シタ
 ルガ如キ。歴々トシテ皆是レ維新以來政事家失敗ノ痕ニアラザルハナ
 シ。抑々知ラズ維新以來取ル所ノ方針トハ何ヲ指シテ之ヲ言フ歟。吾輩
 ハ素ヨリ既往政事家が失敗ヲ數フルヲ以テ自ラ快トスルモノニアラザル
 ナリ。亦々憲法義解ノ著者が失言ヲ尤ムルヲ以テ。敢テ先達ニ對シ失敬ニ
 涉ラントトテ恐ル、ヲ知ラザルモノニアラザルナリ。然レドモ政教關係
 ノ大問題ニ關シテ意見ヲ異ニスルノ點ハ。國家ノ爲メニ十分之ヲ討究シ
 テ。之ガ利害得失ヲ明カニセザル可ラズ。而シテ憲法義解ノ著者が。國
 家ノ大典ニ註釋ヲ加ヘ。政教關係ニ就テ抱持スル所ノ意見ハ果シテ彼ガ
 如キニ過ギズトセバ。頗ル要領ヲ得ルニ苦ムモノアリ。要スルニ著者が

政教分離ニ關スル歴史上ノ見解。我邦ノ宗教制度ニ關スル歴史上ノ見
 解。又維新以來宗教ニ對スル方針ノ説明ハ一モ正鵠ヲ得ルモノニアラ
 ズ。而シテ著者ノ地位ト人格トハ。多數識者ノ思想ヲ感化スルニ足ルノ
 勢力ヲ有スレバ。吾輩ハ今日著者ガ白樂天裴晉公ヲ千古ノ上ニ尙友シ
 テ。林泉ニ優游タルノ餘暇。更ニ我邦刻下ノ政教問題ヲ研究センコトヲ
 望マザルヲ得ザルナリ。

以上ノ理由ニヨリテ政教ノ混同ト絶對的分離トハ。俱ニ是レ國家宗教ノ
 關係ニ於ケル事理ノ極端ニ馳スルモノニシテ。公認制度ハ此兩極端ノ一
 ニ在ルモノニアラズ。是レ其ノ大中至正ノ制度タル所以ナリ。

第七 公認制ハ國家ノ正義ヲ明ニス

國家ハ一國ノ事ヲ措置スルニ最高權ヲ有スルモノナレバ。國家ガ寺院及
 教會ノ財産ニ對スル處分ハ。固ヨリ之ヲ人民間相互ノ條理ヲ以テ論ズベ

キモノニ非ズ。而シテ殊ニ我邦維新革命ノ際ニ於ケル國家ノ處分ハ、非常ノ舉ニ出デタルモノニシテ又平常ノ秩序ヲ以テ之ヲ視ルベキニ非ズ。

然レドモ千數百年ノ久キ。皇室。幕府。大小名及一般檀徒ノ寄附ニ出デテ。佛教各宗寺院ノ所屬ニ歸シタル朱印地。黒印地ナル者ハ。舊テ各宗ノ最大財源タリシモノニシテ。其ノ寺地寺領ト云フ名稱ハ。明ニ之ガ所有タルコトヲ證明シタリ。然ルニ維新ノ際。政府ハ從來緣由ノ如何ヲ問ハズシテ悉ク之ヲ沒收シタリ。此沒收シタル土地ヨリ生ズルノ利益ハ。現ニ政府ニ於テハ年々四百萬圓ノ財源ヲナシツヘアリ。而シテ佛教各宗ノ寺院ハ非常チル困難ニ陥リタリ。然ルニ當時藩籍ヲ奉還シタル全國諸侯伯ハ。今ヤ華族ニ列シテ世襲財産ヲ有シ。一般士族亦知行ヲ收メラレタルモ。之ガ報償トシテ祿券ノ下賜

ヲ得タリ。而シテ獨リ佛教各宗ノ寺院ハ。今日ニ至ルマデ未ダ何ノ沙汰ヲラズ。是レ國家ガ彼ニ厚クシテ此ニ薄キノ偏私處分。豈ニ之ヲ公平正義ト云フコトヲ得ンヤ。然レドモ或ハ政府ヲ爲メニ回護シテ云フモノアリ。若シ維新ノ際ニ方リ。全國各藩數十萬士族ノ祿ヲ收メ。之ニ與フルニ報償ヲ以テセザリシナラバ。彼レ士族ハ忽チ眼前饑寒ニ陥リテ。如何ナル暴舉ヲ演ジタランモ未ダ知ルベカラズ。是レ士族ハ元來禮義ヲ辨ヘザルニアラザルモ。勇悍ノ氣ニ富ミ。僧侶ハ柔和忍辱ヲ本トスルヲ以テ。決シテ暴舉ヲ起スベキ恐レナシ。故ニ政府ガ之ニ對スルノ處分自ラ異ナルモノアリ。且ツ祿券ノ下賜ナクシバ。士族ハ忽チ饑寒ニ陥ルベキモ。寺院ハ寺地寺領ヲ沒收セラレタリトモ。他ニ幾分收入ノ源アリテ饑寒ニ陥ルニ至ラズ。是レ又士族ニハ祿券ノ下賜アリテ。寺院僧侶ニハ然ラザリシ所以ナリト。

嗚呼當時政府ノ意志ニシテ。果シテ論者ノ言フガ如クナリセバ。是レ政府ハ全ク宗教ヲ無視シタルモノナリ。夫レ士族ナルモノハ數百年間各藩ノ養成シタルモノナレドモ。大政維新。百度更革。士ノ常職ヲ解クニ及ンデハ。國家ハ復タ之ヲ祿養スルノ必要ナキモノナリ。故ニ士族ノ名ハ猶ホ今日ニ存スト雖ドモ。士族ノ實ハ既ニ封建ノ階級制度ヲ廢シ。士ノ常職ヲ解キタルノ時ニ於テ消滅シタリ。佛教各宗ノ寺院僧侶ニ至リテハ全ク之ニ異ナリ。宗教ガ國家人民ニ對スルノ必要ハ。大政ノ維新。百度ノ更革ト共ニ消滅スベキモノニアラズ。否國家進運ノ日ニ際シテハ宗教ガ國民道德ノ源泉タリ。統一ノ精神タルベキノ必要ハ。愈々加ハ、ルモ愈々減ズルコトナシ。而シテ之ガ寺領ヲ沒收シ各宗チシテ興學布教ニ手ヲ着クベキナク。無用ノ長物ヲラシム。是レチ之レ宗教ヲ無視シタルノ措置ト言ハズシテ何ト言フベキカ。

然レドモ吾輩ガ所見ヲ以テスレバ。維新ノ初政府一部ノ當路者ガ。縱令一時廢佛毀釋ノ精神ヲ懷キタルニモセヨ。宗教ヲ無視スルノ甚キニ至ラザルベシ。然ラバ此佛教各宗ノ寺院ニ對スルノ處分ハ。蓋シ一時ノ輕忽粗略ニ出デタルモノナラン。而シテ今ヤ國家ニシテ公認制度ヲ確立シ。佛教ニ對シテ特別ナル保護ヲ與フルニ至リテハ。猶ホ是レ露國ノ彼得帝ガ希臘教會ノ財産ヲ沒收シテ。之ニ代フルニ永久ノ保護ヲ以テシ。佛國革命ノ時。羅馬舊教寺院ノ財産ヲ沒收シテ。之ニ代フルニ今日ニ至ルマデ毎年莫大ノ保護金額ヲ以テスルガ如ク。國家ノ正義ニ於テハ決シテ缺ク所ナカルベキナリ。

第八 公認制ハ宗教ノ激争ヲ避ク

國家ガ宗教ヲ放任シタルノ結果。勢宗教ノ激争ハ避クベカラザルナリ。是レ遠ク歐洲ノ事例ヲ引テ之ヲ證明スルヲ要セズ。即チ近ク維新以來。我當

局者ガ佛耶二教ノ軋轢激甚ニ至ラントスルヲ見テ苦慮シタルノ事實。以テ之ガ證明トナスベシ。蓋シ宗教激争ノ結果ハ。一ニ國家ノ安寧ヲ害シ。二ニ國民ノ統一ヲ破リ。三ニ外交ノ葛藤ヲ惹キ起スノ憂ヒアリ。而シテ其ノ激争ガ軍隊ノ中ニ溜マリ。政黨ノ上ニ顯ハル、ニ及ンデハ。國家ノ不祥之レヨリ大ナルハナシ。

曩キニ佛耶二教ノ軋轢激甚ナラントスルヤ。政府ノ當局者ハ佛教各宗ノ管長ニ訓諭シテ大事ニ至ラザラシメタリ。是レ佛教各宗ノ管長ハ内務監督ノ下ニアルヲ以テ。其ノ訓諭ハ非常ナル効力ヲ有シタリト雖ドモ。若シ宗教ヲ放任スルノ日ニ在リテハ。國家ノ安寧ヲ妨グルヲ限リトシ。警察權ヲ以テ之ヲ取締ルノ外ニ復々奈何ントモスベカラズ。然レドモ宗教事件ニ關シ警察權ヲ以テ之ヲ取締ルガ如キハ。是レ既ニ事實ノ表面ニ見ハレタルモノニシテ。此ノ時ヤ裡面ニ隱伏スル國民精神ノ不和乖戾ハ。

推シテ知ルベキナリ。

或ハ我邦宗教ノ激争ヲ以テ既往一場ノ舊夢トシ。將來ニ於テハ決シテ復スルコト起ルベカラズト。想像スルモノアランモ知ルベカラズト雖ドモ。吾輩ハ以テ然ラズトス。何トナレバ内地雜居ノ今日以後。外教各派ガ益々勢力ヲ得テ佛教各宗ノ版圖ヲ蠶食シ。從ツテ兩教ノ間ニ起ルベキ競争ノ激烈ナルコトハ。更ニ前日ノ比ニアラザレバナリ。要スルニ競争ノ激烈ハ。勢力ノ強弱粗ボ匹敵スルヨリ起ル。若シ一ノ勢力強大ニシテ一ノ勢力微弱ナル間ハ。兩者競争ノ度モ亦甚カラザルナリ。然ラバ將來我邦ニ於ケル宗教上ノ激争ヲ見ザルベシト想像スルガ如キハ。極メテ狹近ノ眼識ナリト云ハザルヲ得ザルナリ。

抑々國家ノ方サニ勃興スルヤ。種々ノ機關作用一致シテ中心ノ目的ニ集リ。國家ノ爲メニハ相提携シテ國運ヲ扶持スルノ景象アリ。所謂學國ノ

一致ニシテ。共ニ一世ノ大事ヲ圖ル者ナリ。我邦ノ宗教界ニシテ果シテ此ノ如クナルノ日ハ。卽チ是レ我邦寰宇ノ偉大國タルベキ途程ニ上ルノ日ナリ。然ルニ政治界ハ黨派相擠排シ。宗教界ハ各教相軋轢シ。一世ノ大事ヲ忘レテ醉生夢死スルガ如キコトアラバ。眞ニ是レ國家ノ爲メニ憂フベキナリ。サレバ政界革新ノ問題ハ姑ク之ヲ他日ニ譲リ。宗教界ヲシテ相提携シテ國運ヲ扶持セシムルノ要ハ。公認制度ヲ確立スルヨリ急ナルハナシ。蓋シ公認制度ニシテ一たび確立スルトキハ。宗教ガ有害無用ノ軋轢競争ハ。自ラ熄ムヲ以テナリ。

何ヲ以テ公認制度ニシテ一たび確立スルトキハ。宗教ガ有害無用ノ軋轢競争ハ自ラ熄ムト云フヤ。佛教ハ佛教ノ保護制裁アリ。耶穌教ハ耶穌教ノ保護制裁アリ。各自ノ興學布教ニ汲々トシテ内國ノ布教已ニ徧ケレバ。進ンデ海外ノ布教ニ從事シ。東亞西歐盡ク是レ帝國宗教ノ原野トナ

リ。帝國ノ輝光亦從ツテ發揚スベキヲ以テナリ。是レ公認制度前途ノ望ナリ。ソレ無用ノ競争ニ力ヲ費スモノハ。必ズ有用ノ發達ヲナスコト能ハズ。而シテ無用ノ競争ヲ去リ。有用ノ發達ニ就カシムルモノハ。公認制度ノ目的ナレバ。公認制度ノ我邦宗教ヲ裨益スルモ亦大ナラズヤ。

第九 公認制ハ法治國ノ名實ニ副フ

我邦ハ今日ニ於テ既ニ法治國トナレリ。建國ノ大本ヲ定メ。國家ノ機關ヲ統一シ。君民ノ關係ヲ規定スルモノハ。憲法アリ。人民相互ノ關係ヲ規定スルモノハ。民法アリ。商事ノ取引ヲ規定スルモノハ。商法アリ。社會ノ安寧秩序ヲ保持センガ爲メニ。犯罪ヲ規定スルモノハ。刑法アリ。行政權ノ活動及施行ヲ規定スルモノハ。行政法アリ。全國教育ノ普及統一ヲ規定スルモノハ。教育令アリ。殆ンド國家界ニ於ケルノ事々物々ハ。法ヲ以テ規定セラレ。一トシテ法ナキハナシ。是レ誠ニ法治國ノ名

ニ負カズト云フベシ。而シテ獨リ全國人民ノ無形精神ヲ支配シテ國家成立ノ要素タルベキ宗教ニ至リテハ。之ヲ規定スルノ制度確立セズ。是レ宗教上ヨリ見レバ。誠ニ無法ノ國家タリト云ハザルヲ得ザルナリ。夫レ法ノ制定ハ國家ノ必要ヨリ生ズ。我邦ガ法治國トナリタルモ亦タ必要ニヨリテ然ラザルハナシ。而シテ憲法以下ノ諸法律諸制度ヲ制定スル毎ニハ。必ズ歐洲各國ノ現行制度ヲ參酌セザルハナシ。殊ニ民法ノ如キニ至リテハ。殆ンド歐洲反譯トモ評スベキ程。彼ヲ參酌シタルモノニシテ。我邦固有ノ倫理習俗ト背戾スルモノ亦タ之レナキニアラズ。而シテ政府ハ我邦ヲ法治國タラシムルニ急熱ナルノ餘リ。至大至重ナル立法事業ヲ咄嗟ノ間ニ辨了シタリ。然ルニ獨リ宗教制度ニ至リテハ歐洲各國ハ彼ガ如ク整然タル觀ヲ呈シ居ルニ。吾テ之ヲ知ラザルモノ、如ク。一時糊塗ノ法案ヲ草シテ聊カ責ヲ塞ガントスルハ。是レ亦タ法治國政府ノ實ニ

副ハズト云フ可キナリ。

然ラバ宗教制度ヲ制定スルノ必要ハナキカト云フニ決シテ然ラズ。ソノ理由ハ吾輩ガ同感ノ士ト共ニ。千言萬語之ヲ訴ヘテ止マザル所ナリ。今日宗教制度ノ必要ハ。既ニ寸刻モ猶豫スベキニアラズ。豈ニ審ダ焦眉ノ急ノミナラシヤ。

抑々政府ハ宗教制度ヲ制定スルニ就テ。如何ニ苦心焦慮スルモ。宗教制度ハ國教制度。公認制度。放任制度三者ノ外ニ之ヲ求ムベカラズ。猶ホ天下ノ政體。君主專治。民主專治。君民同治ノ外ニ之ヲ求ムベカラザルガ如シ。而シテ國教制度ト公認制度ノ最モ相近キモノヲ比較シ。又公認制度ト放任制度ノ最モ相近キモノヲ比較シ來レバ。一見區別シ難キガ如シト雖ドモ。唯ダ是レ外觀ノ類似ノミニシテ。本來ノ性質ヨリ之ヲ論ズレバ。此三制度ハ判然トシテ混ズ可ラズ。國教制度ニアラザルモノハ。乃

ナ公認制度ナリ。公認制度ニアラザルモノハ。乃チ放任制度ナリ。豈ニ此三制度ノ外。更ニ第四ノ制度ヲ求ムベケンヤ。

夫レ然リ之ヲ放任制度トスレバ。放任制度タルベキノ條件アリ。又之ヲ公認制度トスレバ。公認制度タルベキノ條件アリ。而シテ今ヤ放任トモ附カズ公認トモ附カザルノ制度ヲ制定シテ。一時ヲ糊塗セント欲スルアラバ。恰モ私法ト公法トヲ混亂シタルノ法律ヲ制定スルガ如ク。誠ニ不條理不都合極マルモノアラフン。

要スルニ政府ハ民法第二十四條ニ。宗教ノ寺院及教會ヲ私法人トスルノ明文ヲ示メシ。至ク宗教ヲ放任セント思ヒ立チタルモ。ソノ實施シ難キ事情ヲ覺悟シタルカ。更ニ民法第二十四條ノ私法人ニ關スル一項ハ。當分之ヲ施行セズト打チ消シ。更ニ近日ニ及ンテ別ニ宗教法案ヲ起草シツツアリト聞クヲ以テ之ヲ見レバ。政府モ亦タ放任制度ニ安ンズル能ハザ

ルモノアル歟。果シテ然ラバ。何ゾ斷然公認制度ヲ確立セザルヤ。此際ニ方リテ放任公認ノ間ニ躊躇遲疑シテ。鵠ニ類スルノ制度ヲ制定スルアラバ。眞ニ是レ法治國ノ名ニ辜負スルモノト云フベキナリ。

第十 公認制ハ文明ノ通制ナリ

抑々公認制度ガ今代歐洲各國ノ通制タル所以ノモノハ。何ニ原因スルヤ。或ハ歷史上ノ遺物ニ過ギザルナリト評シ去ラント欲スルモノナキニアラズト雖ドモ。是レ未ダ深ク事理ヲ究メザルノ論ナリ。歷史上ノ遺物ハ何ノ故ニ現存シテ今代ニ至ルヤ。蓋シ亦タ必要ノ存スルアリテ然ルナラン。既ニ必要ノ存スルアリテ然ル以上ハ。歷史上ノ遺物トシテ存スルニ過ギズト云フヲ得ザルナリ。

若シ現ニ必要ノ存スルナカリセバ。歐洲各國ハ何ノ故ニ公認制度ヲ以テ通制トナスヤ。蓋シ公認制度ノ必要ヲ立證スルニハ。二重ノ證明アリ。

第一ニ宗教ハ人類ニ必要ナルヤ否ヤ。或ル論者ガ宗教ノ野蠻ノ世ニ必要ナルハ。猶ホ燈ノ暗夜ニ必要ナルガ如シ。故ニ文明ノ世ニ宗教ノ必要ナキハ。猶ホ燈ノ暗夜ニ必要ナキガ如シト云フノ説ヲシテ眞理ナラシメバ。是レ宗教ノ必要ナルモノハ。一時偶然的ノ必要ニシテ永久不變的ノ必要ニアラザルナリ。然レドモ此説ノ偏見ニシテ事實ニ合セザルハ。素ヨリ論破スル迄モナシ。然ラバ宗教ハ先ヅ人類ニ永久不變的ノ必要アルモノト確定セザルヲ得ザルナリ。既ニ宗教ハ人類ニ永久不變的ノ必要アルヲ以テ。國家成立ノ一要素トシテ認メザルヲ得ザルナリ。次ニ宗教ハ國家ノ保護制裁ナクシテ。國家成立ノ要素タルノ功用ヲ全ウスベキモノナルヤ否ヤ。政教分離ノ極端ニ馳スルモノハ。國家ト宗教トノ關係ヲ全く別離シ。國家ガ宗教ノ爲メニ特別制度ヲ制定スルノ非ヲ唱フト雖ドモ。是レ亦タ利害得失ノ上ヨリ打算シ來レバ。ソノ論旨ハ取ルニ足ラ

ズ。然ラバ今日ニ在リテ宗教ニ對スル國家ノ保護制裁ハ必要ナリト認メザルヲ得ズ。是レ第二ノ證明ニシテ。公認制度必要ノ理由ハ茲ニ成立スベキナリ。

吾輩ハ少クトモ以上二重ノ理由ニヨリ。公認制度ガ今代歐洲各國ノ通制タルヲ證明セント欲スルモノニシテ。徒ラニ歐洲各國ガ公認制度ヲ實施シツ、アルガタメニ。公認制度ノ通制タルヲ羨慕シテ。之ニ倣ハント欲スル者ニアラズ。而シテ此二重ノ理由ハ我邦トテモ。歐洲各國トテモ。毫モ異ナルモノアルニアラズ。之ニ加フルニ我邦ハ元來公認制度ノ國ナルヲ以テ。其源ヲ疏シ。其流ヲ通シ。祖宗ノ遺制ヲ繼述シ。歐洲各國ノ現行制度ヲ參酌シテ。今日ニ適スベキ制度ヲ立テ。以テ國家ノ平和進歩ヲ圖ラントス。是レ吾輩ガ海内同感ノ士ト共ニ熱望スル所ナリ。

十個理由畧解終

明治三十二年十一月二十三日印刷
明治三十二年十一月二十七日發行

著者兼
發行者

岡本柳之助

印刷者

林虎之助

京都市上京區問之町通夷川上ル
楠町第十六番戶

印刷所

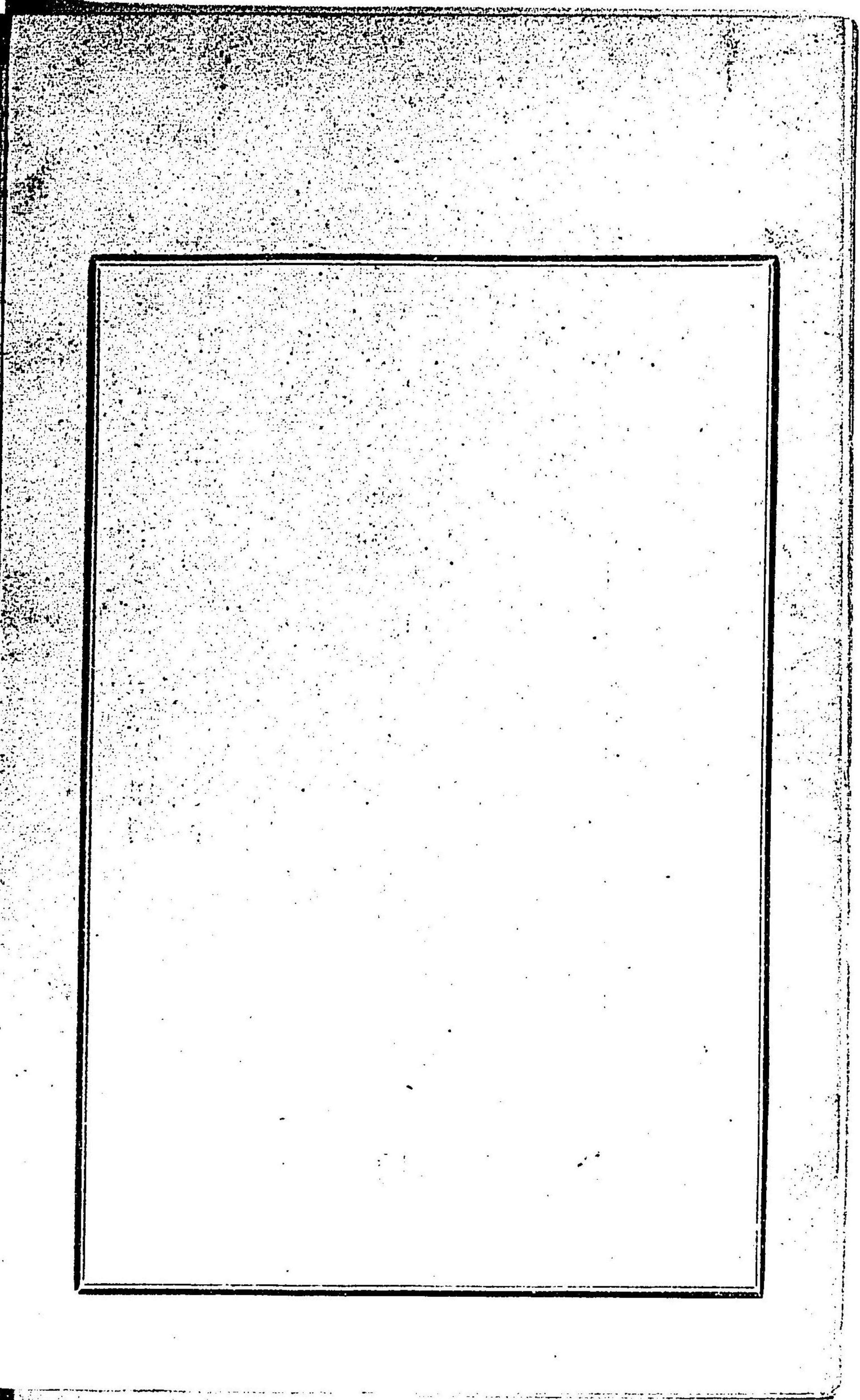
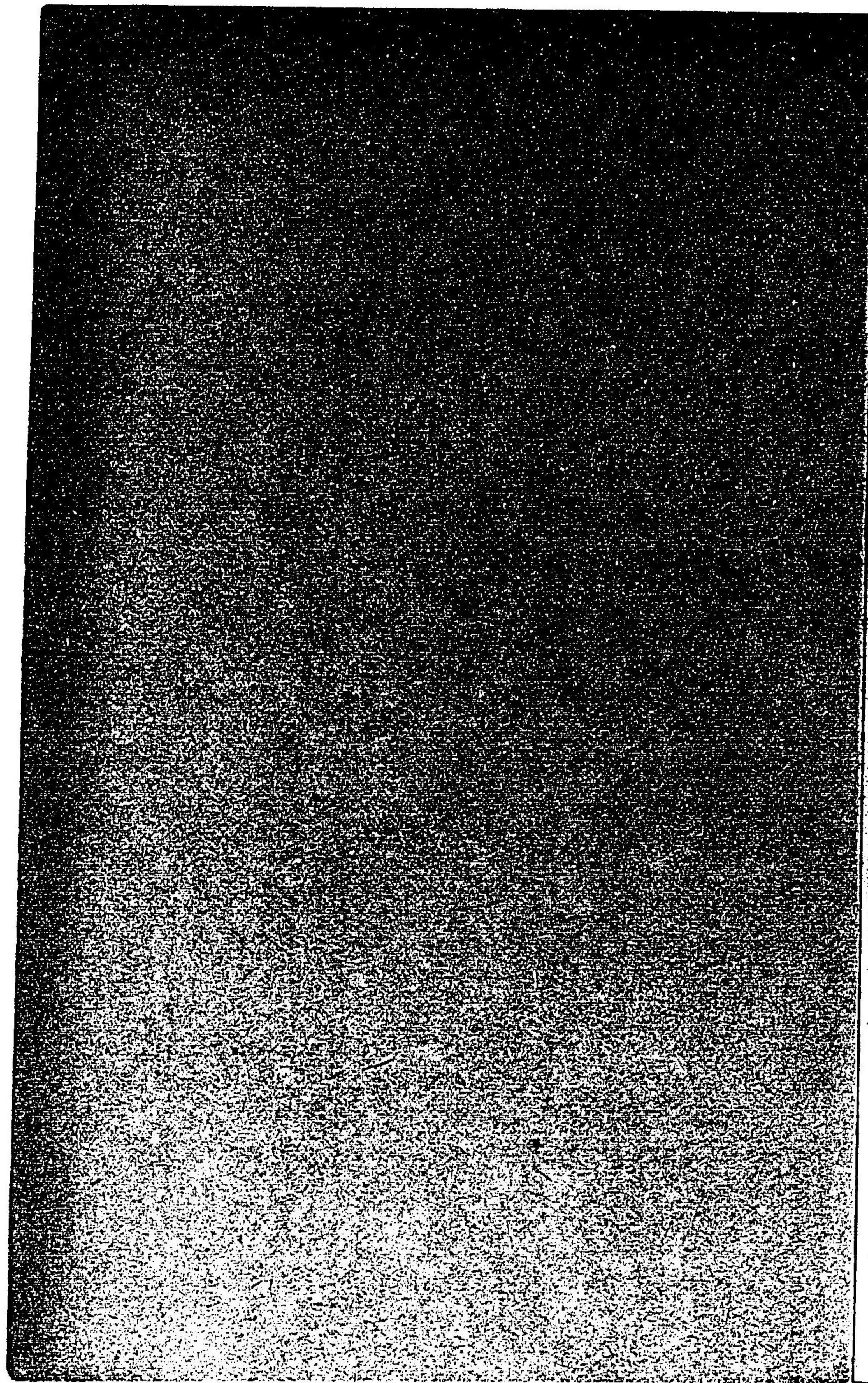
京都印刷株式會社

京都市上京區柳馬場通二條下ル
等持寺町第拾番戶


發行所

村上書店

京都市東洞院通三條上ル



86
68



013686-000-4

86-68

政教中正論

岡本 柳之助/著

M32

ABA-0157



